

細川庄の訴訟について

福田秀一

はじめに

- 一 はじめに
- 二 訴訟の資料
 - 1 庄園
 - 2 文書
- 三 訴訟の原因
 - 1 為氏への譲状
 - 2 為相への譲状
- 四 訴訟の経過
 - 1 訴訟の提起
 - 2 領家職に対する判決
 - 3 地頭職に対する判決
- 五 訴訟の結果
 - (付録) 細川庄訴訟略年譜

中世にその数の多かつた庄園の所有をめぐる訴訟の中でも、二条・冷泉両家の間に争はれた播磨国細川庄の訴訟は、とりわけ著名なものである。それは言ふまでもなく、この訴訟のために阿仮が夜鶴の情をもつて鎌倉に下り、「十六夜日記」といふ副産物を中世文学史に遺したからであり、従つて「十六夜日記」の成立過程を考へる場合にこの訴訟について検討しなくてはならないのは勿論であるが、そもそもこの争いは一面において歌道家の家業継承の争ひであり、いはゆる三家の分裂鼎立とも密接に関連してゐるのであつて、単に「十六夜日記」の成立を論ずる場合ばかりでなく、中世の歌壇史・和歌史を考察する場合にも、この訴訟の原因や経緯に

は、一応の考慮を払ふ必要があると思はれる。

尤も、そのやうな觀点を正面に出してゐるか否かを別とすれば、從来この訴訟についての研究がなかつたわけではない。既に明治三十年代に、「在文科大學」の奚疑庵氏（氏によれば松崎文_{学士なる人}）が、「冷泉族譜」（尤も、現在普通に見る『史籍雜纂』所収本ではなく、恐らくそだつたのであらう。）の直接の祖本たる写本）・「明月記」以下、當時としては驚くべき博搜の資料を提示して、この訴訟の原因や経緯・結果につき、略述された（「十六夜日記にみえたる細川庄の訴訟に就き」）。

それに対して堀秀氏が訴訟の一因となつた為氏の「不孝」の内容や阿仮の性格等につき、若干修正を求められ（「阿仮尼訴訟の起因に關する新説につきて」、「国学院雑誌」第十二卷第八号、昭和三九・八）、昭和に入つて、池田亀鑑氏が前二者を論評されたり（「宮廷女流日記文学」、昭和五年刊、三九〇・二頁）、植木直一郎氏が法制史的觀点から、御成敗式目の「効力範囲の拡大」の一面、「本所・領家・寺社等より進んで武家の裁判を乞ふに至つた事」の例としてとり上げられたり（「御成敗式目研究」、昭和五年刊、一二三頁）したが、それら諸氏の論を批判しつつ、この訴訟の対象・原因・経緯等を特に詳密に考察されたのは、松井謙氏（「十六夜日記成立の機縁たる細川庄の訴訟」で、その論は今日もほゞ従ひ得るものと思はれる。世上に流布してある「十六夜日記」注釈書の解題も、多くはこの論文によつてゐるかに見

え、この訴訟について若干新見を加へたのは、御子左家における細川庄の由來を詳説した石田吉貞氏の解説（「日本古典全書六編」、昭和二年刊、解題）位なものであらう。

もとく、奚疑庵氏から松井氏や石田氏に至るまで、拠つて立つ資料がほど同じであるから、考証の内容や結果にさして相違のある筈はない。その点は今日も特に新しい事實を示す資料が出たわけではないのであって、従つてこの訴訟の主要な点については、以上の諸氏によりほど説き尽されてゐるとも言へよう。たゞ、この訴訟の直接の対象は確かに細川庄であつたけれども、二条・冷泉両家の抗争に際しては、同時に他の庄園や文書も関係してゐたと考へられ、それに關して従来余り注意されてゐない文書類をも挙げてみたいと思ふし、先學諸氏が根本史料とされた「冷泉族譜」の原本が近年巷間に出て一部の注意を引いてゐる折でもあるから、この機会に主として從来の研究を整理する意味で、この訴訟につき若干の面から考へてみたいと思ふ。

一、訴訟の資料

特に「冷泉族譜」の原本について――

されてきた「冷泉族譜」につき、若干述べておく。

これは、『史籍雜纂第一』(明治四四年、国書刊行会刊)に収められてを

り、奥に「明治十五年七月十四日、華族徳川昭武藏書を写す」とあるから、史料編纂所(當時は史科編纂掛)が水戸徳川家(昭武氏の孫)の藏書によつて写したものかと思はれる(但し、現在の史料編纂所蔵書目録には記載さる)。そこで念の為に『彰考館図書目録』を見る

と、「花山家伝」と合綴の「冷泉家伝文書付」(末部譜牒、八番七四頁)なるものがある。書名が異なるし、実見してゐないので確かに

ないが、或いはこれが「冷泉族譜」の粗本ではあるまいか。

さて、『史籍雜纂』所収の「冷泉族譜」は、緒言に「此書題して族譜と曰ふと雖も、実は為相為世の兩人か播州細河莊地頭職を争ひたる時の訴訟判決文なり」とある通り、主文は正和二年七月廿日付の鎌倉幕府の裁許状であつて、同年八月九日付の六波羅の施行状の他、応永廿三年から長暦二年までの、細川庄や小野庄に関する安堵状等四通を添へ、終に延宝八年の冷泉為経の跋を付してゐる。

この中で、応永廿三年以下の文書四通と、この主文の破損を修理した際の為経の跋文とは、直接この訴訟の経緯を示すものではない(これらについては第五章に述べる)が、正和二年の裁許状及び六波羅施行状は、細川庄訴訟に関する最も有力な資料であり、

特に裁許状は詳細を極めてゐて、從来専らこれを第一資料として考察が進められてきたのであつた。

ところが、近年この文書の原本が出現して、一部の注意を引いてゐる。即ち『弘文荘善本目録』(昭和三二年一〇月、弘文荘刊)に掲載され、その後「日本文学史展」(毎日新聞社主催、昭和三七年三月、東京新宿伊勢丹にて)にも出品された(但し同展の解説目録には漏れてゐる)が、現在吳文炳氏の所蔵となつており、つい最近、『吳文炳蒐集手蹟目録』(昭和二七年四月、理想社刊、二百部)にも掲げられた。そしてこの『吳文炳手蹟目録』には、細川庄に関する室町時代の文書十八通を一続きの巻子にしたらしいのも併せ掲げられてゐるが、それについては後章(第五)に述べる。

「冷泉族譜」の原本は、右に述べた通り『弘文荘善本目録』(八〇一六一頁、一五)及び『吳文炳蒐集手蹟目録』(二六)に掲げられており、しかもそこには全文の写真と要を尽した解説(後者の書誌的事項に関する部分は、大体前者によつてゐるらしく見える)とがあるので、資料としてはそれで十分事が足りる。今、前者の解説の約四分の三を占める書誌的事項についての部分を転写すれば、左の通りである。

奉書紙六枚づきの長文、他に六波羅探題の施行状一通と、冷泉為経の延宝八年の添状とを合せて一巻に表す。

本文書の長さは三米二九、五纏、大きめの楷書。第一紙

延寶庚申冬十一月吉辰

十五行、第二紙以下はそれ／＼十八行・十九行・十七

行、最終の第六紙は八行で、合計九十四行。内、第二紙

九行目と、第三紙十五行目に少しく破損があつて、各

四、五字づつ文字が欠けて居る。この当時の文書としては珍らしい長巻。能筆謹書。終始弛緩の態なく、文字端

麗である。末に正和二年（西紀一三一三年）七月廿日の

日附と、相模守平朝臣の署と花押がある。花押は執権北

条熙時のもの。附属の六波羅探題の施行状（伝達書）は

長さ約四九纏、大字行書、すべて七行、末に同年八月九

日の日付と、越後守平朝臣（北条時敦）と武藏守平朝臣

（金沢貞顯）の連署、花押。即ち時の六波羅南北の両探

題である。最後の冷泉為經の添書は長さ四四纏、大字行

書十行、延宝八年の日付で、文は左の如し。

播州細河莊者冷泉家傳之采地也、爲家卒後、爲相與爲

氏爲世兄弟論諍者、及數度、故承守邦親王之命、所相

定之一券是也、至爲景之子爲元、有喪心之病而、毀捨

此券、寸々破裂之、傍人悲之、摭集而爲之次而裝潢

之、而猶中間滅六七字、不可復補、再三經火災而不

滅、竟存于今者、其不亦幸哉

右近衛權中將藤原朝臣（花押）

中将以下文字にかけて「長（？）家正統二十世印」「冷

泉藤原為經」の二つの大朱印を捺す。総長四米二二纏。

保存良。古緞子装、桐箱入。史料綜覽未收。冷泉家旧蔵。

解説文は、この後に本文書の史的価値等について一言し、「敢て全文を写真版として以下に掲載する」として、裁許状と施行状との全文を複写して掲げてゐる。

右の引用の最後に記されたところによれば、本文書は冷泉家に藏せられてゐたものといふことであるが、巻頭に「宝玲文庫」の印がある（但し「弘文藏書本目録」から、冷泉家から出たのはかなり前（或いは終戦後）のことかと思はれる。なほ、前記解説文中の二つの印については、藏書印を集めた書

（三村清三郎・横尾勇之助両氏『藏書印譜』正統・丸山季夫・安藤菊三・西氏『藏書名印譜』第一・四輯、小野則秋氏『日本の藏書印』等）には挙げられてゐないが、為經は御子左家の祖長家から凡そ

二十世（精しくは十八世か）に当るから、反町氏や吳氏が疑点を残された方の印も、「長家正統二十世印」と読んでよいのであらう。

さて、從来利用されてきた『史籍雜纂』所収『冷泉族譜』の本文は、特に悪いといふ程でもなく、一応読解可能で、若

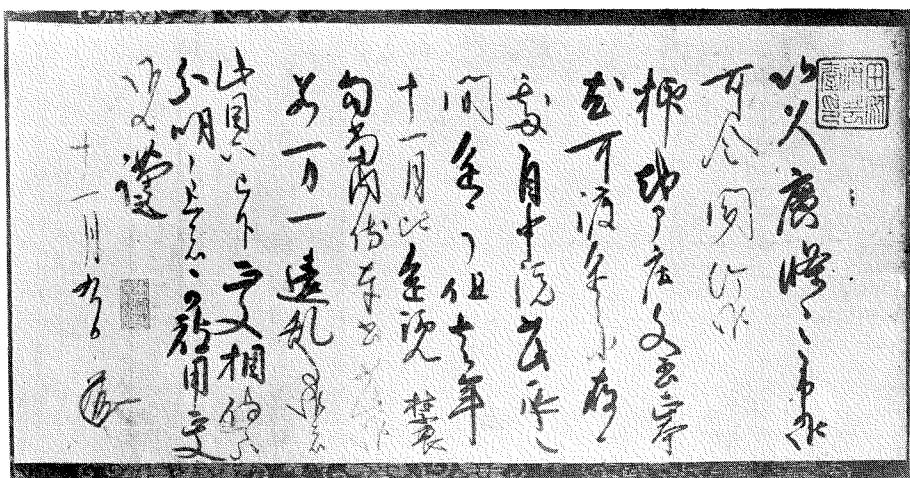
干推測される誤脱もほど原形を想像し得たものであるが、今回原本の写真版を手にして校合してみると、次のやうな補正が可能になる。上は「冷泉族譜」の本文とその所出頁・段・行、下は原本の本文である。

- (1) 冷泉族譜文書付(一三九上)——【ナシ】
(2) 所全(一三九上)——所詮
(3) 正元元年(一三九上)——正元々年
(4) 小河射賀御厨(一三九下)——小阿射賀御厨
　　(以下、「一三九下5、6、一四〇上1、2の四箇所とも同じ」)
(5) 領家職管役自所不審或當論所名字之間(一三九下)——【役
カラ所マデ九字、破損判読不能ナルモ、「冷泉族譜」
ノ本文が原形ナリシコトハ確認サル】
(6) 難信用(一三九下)——難被信用
(7) 彼所之(一三九下)——彼所々
(8) 正元兩道狀(一四〇上)——正元兩通狀
(9) □カ令(一四〇上)——【ヤハアラザルガコトシ】
ニ近ク、「令」ニハアラザルガコトシ
(10) 仁與留覽土(一四〇下)——様仁與留覽土
(11) 爲狀一通(一四〇下)——爲祖父狀一通
(12) 院宣(一四〇下)——【上ニ欠字ヲ置ク】

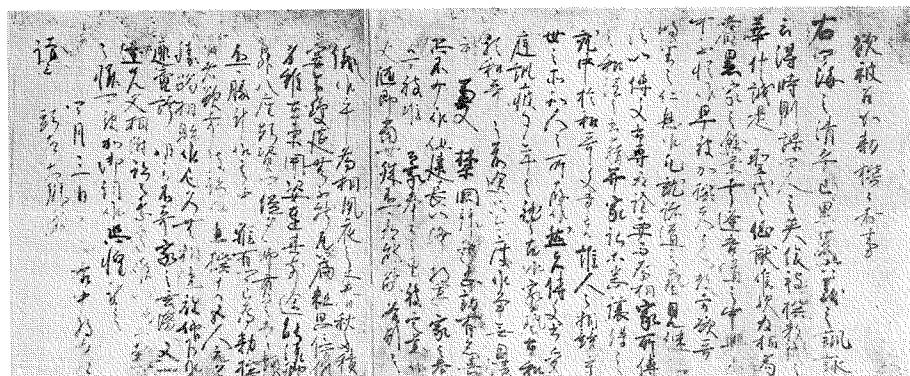
(13) 彼地頭職者(一四二上)——凡彼地頭職者
(14) 參看(一四二上)——參差
(15) 可改沙汰(一四一上)——可致沙汰

右十五項の中、問題とするに足りない(1)や、判読不能の(5)と(9)、及び読解に支障を來さない(3)と(12)を除けば、すべて原本のやうでなければならないこと明白で、本稿で引用する場合にも、右の箇所は下段の訂正に従ふことにする。

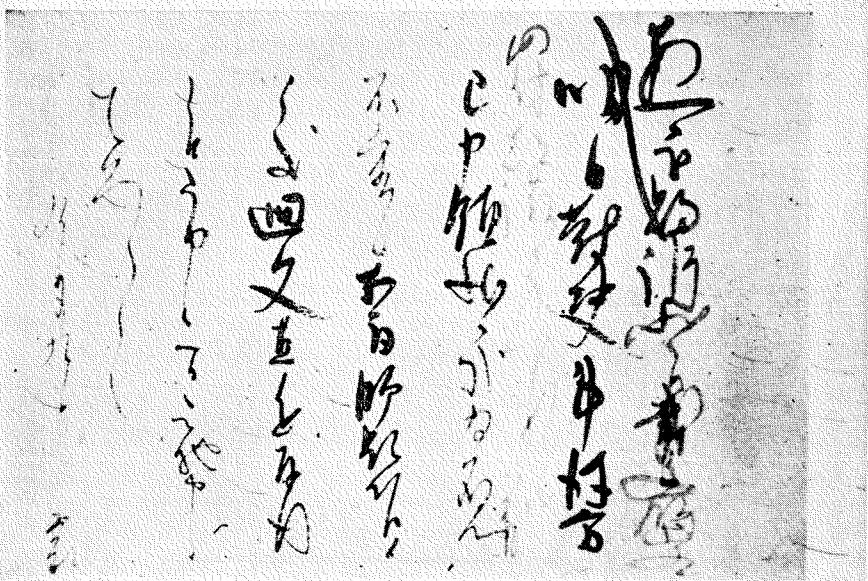
なほ、「史籍雜纂」所収「冷泉族譜」は、本章の初にも述べた通り、六波羅施行状と為経の跋との間に、応永廿三年(通)・享徳三年・長禄二年の文書四通を收めてゐるが、前記両『目録』によれば、現存本にはこの四通はないらしく(修史局旧蔵「京極中納言定家和歌所為永領播磨國三木郡細河庄下知状文写」(東大史料編纂所蔵「冷泉家譜」の中)によれば、この四通で「一巻」とさ)、為経の跋(一枚)は六波羅施行状(一枚)に纏めて表装されてゐる(上記「冷泉家譜」本も「裁許状・施行」統いて表装されてゐる(上記「冷泉家譜」本も「裁許状・施行」)。従つて、「冷泉族譜」の底本となつた水戸徳川家本又はその祖本が冷泉家の原本を転写してから後に、冷泉家では原本を今のが様な卷子に表装した(それまでは單に料紙八枚として保存さるものか、それともそれまでに「應装訂されてゐたのを改裝して、その時に前記の四文書を削除したもののかは、明かでない)か、又は『史籍雜纂』の編纂に當つて、文書を年代順に並べかへたかしたものと思はれる。



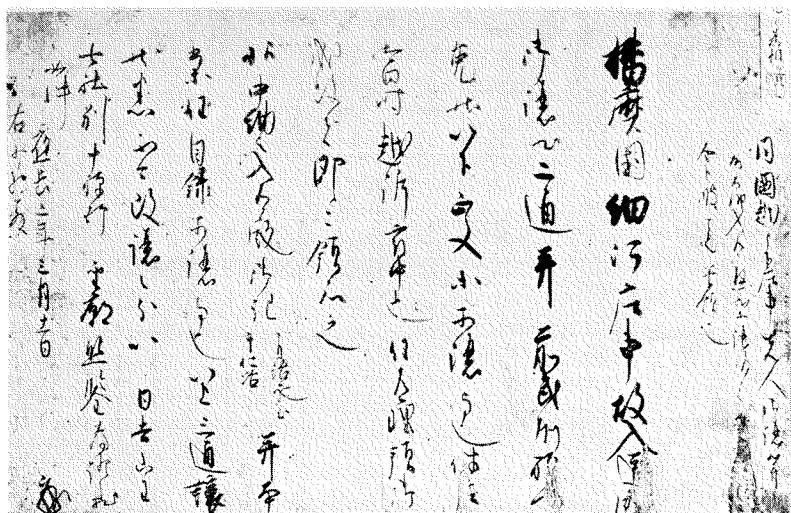
第一図 越部庄に関する為氏自筆書状



第二図 為相自筆書状「欲被召加勅撰々者事」



第三図 為相・宣房自筆贈答書状



第四図 為相自筆讓状

なほ、「冷泉族譜」以外にも、この訴訟の経緯に関する資料は種々あるが、それら資料の性質・所在等については、必要ならば引用の際に一言することにしたい。

二、訴訟の対象

「十六夜日記」によつて後世有名な、阿仏と為氏或いは為相と為世の間に争はれた訴訟において、その対象となつたものは、正確に言へば細川庄だけではない。他にも一、二の庄園が間接的には関係してゐたと考へられるし、為家から相伝の文書も、この訴訟に無関係ではなかつた。それ故、今はそれらにも一通りの考察を加へておきたい。

1 庄園

一体、定家から為家に譲られて、為家一家の經濟生活を支へる上に重要な役割を果した庄園が四つあつた。既に先学諸氏も指摘してをられるが、「冷泉族譜」に

中納言家遺領者、近江國吉富庄、伊勢國小阿射賀御厨、

播磨國越部庄、當庄(注、私意、以下同じ)、(傍)

とある通り、伊勢國小阿射賀御厨・近江國吉富庄・播磨國越

部庄及び同國細川庄である。この中、小阿射賀御厨を除く三者は、為相・為世間の争ひに多かれ少なかれ関係を持つてゐる

ので、今、序に小阿射賀御厨をも併せて、これら四つの庄園につき、簡単に考察を試みたい。但し、既に石田吉貞氏のかなり詳しい考証がある（『藤原定家の研究』第一編「生活」）ので大要は主としてそれに譲り、その後の現地の変動や私見による補訂をやゝ詳しく述べておく。

(1) 小阿射賀御厨

『莊園志料』（伊勢國志郡の条）に

小阿射賀御厨

冷泉家之を知行す、今郡の須可郷内に小

阿坂村あり

と記されてゐる通り、伊勢國志郡にあつた庄園である。近年まで三重県一志郡にあつた阿坂村に「小阿坂」といふ字があり、その辺と思はれるが、阿坂村は現在松阪市に編入されてゐる（昭和二九・一五編入）から、小阿坂も今は松阪市の一部である（五万分之一地形図）。

御厨とは神領地を言ふが、この庄園は伊勢外宮の所領であ

つた。即ち、「神宮雑例集」（卷一、御厨御園）に

外宮。（中）阿射賀御厨。小。

と見え、「神鳳抄」（伊勢國志郡の条）には

外宮。小阿射賀御厨。十四十三（五イ八反）。

とあり（石田氏『藤原定家の研究』一〇八）、「神領目録」（志料）に

引所)にも

小阿射賀御厨 十三石(凡絹)

とある由で、しかも「神鳳抄」は大体鎌倉時代の状態を示してゐるとされてゐる(阪本広太郎氏『新校群書類從第一卷』)から、ほど当時の面積や収穫高が知られる。

この庄園がいつの頃いかなる事情で御子左家と関係を持つに至つたかは明かでないが、定家はこの庄園の領家職を所有し、それを為家に伝へた。『明月記』には正治元年十一月六日・同廿六日の條に初めて見え(『大日本史料』正治元年の年末氏『藏原定家の研』)、以後頻出するが、定家は地頭の濫効に悩

み(それに関する『明月記』の記事は『大日本史料』正治元年及び『藤原定家の研究』建仁三年の年末雜載「公卿雜事」の条及び『藤原定家の研究』建仁三年の末雜載「公卿雜事」の条及び『吾妻鏡』同廿三日の条)。この非法を停止させて貰ふために実朝に相伝秘本万葉集を贈つた(『明月記』建暦三年十一月八日の誤つて『莊園志料』は後者の後半を)のは有名である。

為氏—為世

この小阿射賀御厨

の領家職は、次に述べる吉富庄や細川庄と共に、正元元年十月廿四日に為家から

小阿射賀嵯峨上蘿一期之後者、可レ被_レ返付嫡子ニ云々
(一三九下左から)
(1)一四〇上3)

と記されている。

かくて、小阿射賀御厨は為氏の有となつたまゝ、やがては為世に伝へられたものと思はれ、その間に一時源承が領有してゐたこともあるらしいと想像される(石田吉貞氏『法眼源承昭三一・八、及び『藤原定』)が、冷泉家との間の訴訟の対象とはならなかつたと考へられる。

為家
———
源承
———
為相
———
為女
———
嵯峨上蘿
———
道良
———
二条左大臣

の際に、小阿射賀御厨と細川庄との領家職は、為氏の姪に当る嵯峨上蘿が生きてゐる間はこれに譲り、その後為氏の嫡子に返すといふ条件がついてゐた。そして同年十二月廿三日には、小阿射賀御厨についてのみ、このことを再確認した。そのことは、「冷泉族譜」に

如_レ同十月廿四日讓狀者、吉富庄・小阿射賀御厨・細河

庄、所レ議嫡子權中納言也、此内小阿射賀・細河庄領

家分者、上蘿御存生之間可_レ讓進、其後御子息中令立三

嫡子_レ給之仁仁可_レ返給之由可_レ申置也(一三九下段)

如_レ三十月狀者、小阿射賀・當庄領家職、上蘿_{二条左大臣}家姫君_{為氏}期之間、可_レ讓進之由載_レ之、如_レ十二月狀者、_{二条左大臣}家姫君_{為氏}期之後者、可_レ被_レ返付嫡子ニ云々

小阿射賀嵯峨上蘿一期之後者、可_レ被_レ返付嫡子ニ云々
(一三九下左から)
(1)一四〇上3)

(二)吉富庄

石田吉貞氏は、「近江国にあり、滋賀県郷土史研究家中川泉三氏によれば、坂田郡鳥居本村を中心として、南は犬上郡千本木の一部、北は米原町の南部に亘る広域の地であつたといふ。」と述べてをられ（『藤原定家の研究』九八頁。但し、上引いと記されてゐるのは、次部のすぐ後に『莊園志料』にも見えないに引用する通り誤である。次）、かつ(一)小野庄・箕浦庄との関係、

(二)吉富庄の伝領、の二点につき詳しく考証してをられる。

この庄の名は既に八代国治氏の『莊園目録』（「皇室御荘園目録」・「莊園目録」）にも見え、『莊園志料』（近江国坂田郡の条、上巻六九八頁）には、

吉富庄 養和元年の文書に見えて、新熊野社領二十八所の一なり、後には冷泉家領となりたるが如し、明月記に、箕浦庄、云々、件庄吉富之一庄也と見ゆれば、本郡の中なるべけれど、其の所在今詳なるを得ず、

とあつて、「徵証」として、『莊園目録』にも挙げられてゐる新熊野社文書（養和元・十二・八）の他、明月記（正治元）及び冷泉家文書（『冷泉族譜』）を引いてゐる。

この吉富庄の位置については、右に引いた通り『莊園志料』に不詳とあるが、「明月記」（建保元年十二月六日の条）に「近江箕浦庄、（中略）件庄吉富之一庄也」とあり、箕浦庄は『莊園志料』（それは専ら石田氏も引用してをられる「近江國輿地志略」によつてゐると思はれる。）によれば、現在

の彦根市及び坂田郡の米原町・坂田村・息長村・醒ヶ井村・息郷村の一帯である（因みに、箕浦なる字は現在息長村に残つてゐる。五万分之一地形図「彦根東部」参照）。から、吉富庄は大体今彦根市・坂田郡・犬上郡にまたがる広大な地域と考へてよいと思はれ、前述の石田氏が引いてをられる中川氏の調査は承認してよいと思はれる（但し、旧鳥居市に編入）。

この庄は、石田氏によれば定家が預所として領有してゐたもので（「藤原定家の研究」）、氏も指摘してをられる（日本古典六夜日記「藤原定家の研究」解題、一〇三頁）に「吉富庄有三種々所課等」と見えて以来頻々と現れ（は）『莊園志料』（同庄の条及び「大日本史料」正治元年の年末雜載「公家雜事」の条等所引）。定家はこの庄園に非常な関心と労力を払つてをり、広大なこの庄園は定家一家にとって重要な財産であつたことが推測される。

そしてこの庄は、(一)に引用した通り、「冷泉族譜」によれば、正元元年十月廿四日に為氏から為世に譲られた。その後為氏から為世に渡つてゐたものと思はれる。

ところで、文永年間に為家が細川庄を為氏から悔返し（相続人が一旦行つた譲与処分）て為相に与へ、この旨為氏に承認を取消すこと。（第三章參照）て為相に与へ、この旨為氏に承認させた時、為氏の子孫においてこれに違背したならば、吉富庄をも召戻すといふ一札が入れてあつた。延慶二年冷泉家の

雜掌尚弘が、正應四年の為世の勝訴を不服として越訴（きを訴へて）した際、この誠詞を楯にとつて吉富庄の所有權をも主張したが、幕府は正和二年の裁許状において、幕府にはその裁判權なしとして却下した。即ち「冷泉族譜」に

如文永狀之誠詞一者、至三子孫致違乱者、吉富庄同

可申給云々、可充給之由、尚弘雖載越訴狀、爲

本所進止地之間、於關東不レ及三其沙汰（一四一上左）

とあるのが、それである。なほ、これは為家から為氏に譲られたのがこの庄の領家職だけであつて地頭職を含んでゐなかつたからであらうといふ先学の推測（松井氏前記論文及び石田貞○五）は、正しいであらう。かくて、吉富庄は一度間接的に訴訟の対象となつたけれども、表立つて争はれたのではなく、為相の頃には二条家の領であつた。たゞ、「冷泉族譜」付載の長祿二年の文書によれば、それまでに小野庄と呼ばれるやうになり、かつ冷泉家の有となつてゐて、しかもその時には政為が領家職をも所有してゐたやうである。

なほ、この吉富庄と小野庄とが元来は近接した別々の庄であつたけれども、室町時代に至つて両者は同一と見なされるやうになつたらしいことや、小野庄を和歌所の領邑であつたといふ正徹の「なぐさめ草」（序に云へば「近江の小野庄」の名の見える「なぐさめ草」の節を

『莊園志料』にも見え、播磨国揖保郡にあつた庄園で、最近まで兵庫県揖保郡に越部村といふ村名が残つてゐたが、現在は同郡新宮町に編入されてゐる（昭和二六・四・一編入。五万）。揖保川中流の西岸に位置するのが旧越部村であるが、定家の頃の越部庄は、後に越部中庄・越部下庄と呼ばれた地域をも含んでゐたらしいので、今の竜野市の北部（竜野市竜野町、上記二庄の位置は主に）『莊園志料』によるにまで及んでゐたと思はれる。

越部といふ地名は、『大日本地名辞書』や石田吉貞氏（原藤定家の研究）（荒木良雄氏（『播磨の地理学』一九六）等によつて指摘されてゐる通り、既に「播磨風土記」に「越部里」と見え、「延喜式」（山陽道・播磨國・馬の項）にも「越部」とあり、「和名抄」（保郡の条）にも「越部古之」と記されて、古くから伝つてゐるが、そこを所在とする越部庄は、既に俊成の代には御子左家の所有となつてゐたと推測される。即ち

『明月記』（安貞元年十二月十日の条）に

『莊園志料』は滋賀郡の小野庄（現在滋賀郡和邇村小野）に関する微証として引いてゐるが、これは紀行の行程から考へて、ここに問題に挙げるべきものである。坂田郡の小野庄の以来の通説が誤であること及びその誤の由来についての推測は、石田氏が詳しく述べてをられ（日本古典全書『十六夜日記』解題）、それに従ひたい。

（三）越部庄

『莊園志料』にも見え、播磨国揖保郡にあつた庄園で、最近まで兵庫県揖保郡に越部村といふ村名が残つてゐたが、現在

は同郡新宮町に編入されてゐる（昭和二六・四・一編入。五万）。

揖保川中流の西岸に位置するのが旧越部村であるが、定家の

頃の越部庄は、後に越部中庄・越部下庄と呼ばれた地域をも

含んでゐたらしいので、今の竜野市の北部（竜野市竜野町、上記二庄の位置は主に）『莊園志料』によるにまで及んでゐたと思はれる。

越部といふ地名は、『大日本地名辞書』や石田吉貞氏（原藤定家の研究）（荒木良雄氏（『播磨の地理学』一九六）等によつて

指摘されてゐる通り、既に「播磨風土記」に「越部里」と見

え、「延喜式」（山陽道・播磨國・馬の項）にも「越部」と

あり、「和名抄」（保郡の条）にも「越部古之」と記されて、古くから伝つてゐるが、そこを所在とする越部庄は、既に俊成の代には御子左家の所有となつてゐたと推測される。即ち

少年之時、自_ニ越部庄_ニ持來苞苴、兎・山鳥云々、是皆

非尋常之食物、可_レ賜_ニ青侍_由、先人所_レ被_ニ命也

とあり、石田氏もこの記事によつて「父俊成の時から所有し

てゐたものであつたことは明かである」としてをられる。(原藤

定家の研究) が、それを示すもう一つの資料としては、岩崎孝

一〇七頁) が、(原藤定家の研究) が、それを示すもう一つの資料としては、岩崎孝

子氏藏俊成自筆書状(中世の歌人I) 卷頭図版にその写真がある。

がある。これはかなり長文の書状であるが、冒頭に近く

抑越部庄、日來三分に配_ニ心了

とあり、この庄を上保・中保・下保の三つに分けることについての問題が大体の要点のやうであつて、この文面からも、俊成がこの庄を領有してゐたことは確実であらう。なほ、荒木氏(『播磨の文学』所収「越部祥」)によれば、「越部尼君本書」(越部在住の柳原松治氏蔵。文化十四年成る由。本書についてとは、森本元子氏も「俊成女伝記に関する考察」(『学苑』昭三〇・二)に触れてを)には

播磨ノ國揖東郡越部ノ庄ハ、冷泉家ノ御大組長家卿ヨリ
シテ世々ノ采地也

とある由であるが、典拠不明な遙か後代の説として、一応引用するに止める。

この庄は、石田氏も論じてをられる(原藤定家の研究)通り、定家にとつて相當に重要な庄園であつて、正治元年八月の洪

水でこの庄が被害を受けた際には、定家は

越部庄、去十九日洪水、壊_ニ山襄_ニ陵、一項無_ニ餘残_ニ之

由、今日使者來告云々、不運之身遇_ニ乱代、以_レ何支_ニ餘

命_ニ乎、哀而有_ニ餘(『明月記』越部庄の条及び『藤原定家の研究』

一〇七頁に)

と記してをり、その他この庄についても、「明月記」に多くの記事がある。

ところで、流布本「十六夜日記」の長歌の裏書として伝へられてゐる、永仁六年三月一日付の跋文には、

皇太后宮の大夫しゆんぜいの卿の御むすめ、父のゆづりとて、播磨国こしひの庄といふところを、(武威守北条泰_時)けるを、地頭のさまたげ多くて、むかし、むきしのせんじへ、となるそしようにはあらで、まゐらせられけるうた、新勅撰にも入り侍るとやらん、「心のまゝのよもぎのみして」といふ歌を、かこちて申されける歌題しらず(平泰時、上句、世の中にはあとなくなりにけり)

君ひとり跡なき麻のみをしらば

残る蓬のかずをことわれ

とよまれければ、ひやうちやうにもおよばず、廿一かでうの、地頭のひほうを、みなとざめられて候ひけり。
と記されてゐる。この跋文は「阿仮またはその近親の書いた

裏書きと思はれる。事実に一つの誤りもない」（石田氏、古典金書『日本六夜日記』三〇九頁頭注二一。但し阿波はこれ）とされており、こより前弘安六年に歿してゐると推定される。これによれば、越部庄は俊成からその養女越部禪尼に譲られ、

一時頭との衝突

源通具

具定

八条院三条——俊成卿女
(越部禪尼)

俊成——定家——為家

で執権泰時に訴訟
が提出されてゐた
ことが判る。これ

は、泰時が執権職
についてからこの
とと思はれるから、貞応三年以後で、「新勅撰集」の成つた
天福二年頃（同集の成立年時に^{能である。}即ち、貞永元年・天福二年・文暦二年である。^{詳しく述べて岩波文庫本「解題」参照。}）より以前のことと考へられ、勿論定家の

庄は為家のものになつてゐたと思はれる。

さて、越部庄は為家から為氏に譲られたと思はれるが、この庄の名の見える為氏自筆書状（土橋嘉兵衛氏蔵。重要美術品。第一回参照）があるので、ここに紹介しておく。全文は左の通りである。

以久廣條々令申候、可令聞給候、

抑越部庄文書正本、尤可渡進之由存候處、自中院

如承之間、進候了、但去年十一月比進覽禁裏、勾

當内侍奉書如此候、若万一違乱事候者、此目六已下正

文相傳分明之上者、可被用正文候歟、謹言、

十一月九日

〔花押〔為〕〕

とが明かになつてをり、かつそれまでは定家は預所のやうな権利を有してゐたかと推測されてゐる。いづれにせよ、越部禪尼はこの庄と深い関係を持つてをり、晩年この庄に住んで、そこで亡くなつたとも伝へられ、その墓と称するものが

今もその地（越部市新宮町）にあるといふ（越部禪尼の伝記その他については、石田吉貞氏「俊成卿女と越部禪尼」（『國語と国文学』昭和一六・一〇・一頁に述べてある）、森本元子氏「俊成女と越部禪尼の研究」（『昭和一六・四・一頁に述べてある）、森本元子氏「俊成女と越部禪尼の伝記に関する考察」（『学苑』昭和一六・二・二）、及び荒木良雄氏「播磨の文学」所収「越部禪尼の旧跡等に詳す」）。それはともかく、建長六年（清衛氏執筆）・石田吉貞氏「十六夜日記」解題等による。越部在住の柳原松治氏蔵。これは明かに誤で、荒木氏は建長四年かと推測してをられる。）に越部禪尼が歿してからは、この庄は為家のものになつてゐたと思はれる。

播磨越部庄、上野額部庄ノ訴訟ヲ平定ス 経俊卿記

とあるが、「経俊卿記」未見のため、どのやうな訴訟であったか、具体的には未詳である。

越部庄と二条・冷泉両家の訴訟との関係は、「東見記」
(貞享三)(下)刊に、

爲家末ノ後^ニ播磨ノ越部ノ庄ヲ爲相^ニ讓ル、爲相幼少^ニ故^ニ
爲氏是ヲ押領ス、於^テ是^ニ阿佛鎌倉へ下り是ヲ訴フ、此
ノ時爲氏是ヲ爲相ニカヘス、其^ニ狀子^ニ今藤谷為賢^{アキラカ}家アリ

とあり、これによつたのであらう、「本朝語園」(宝永三年刊)
(卷三「京月房説譜体」の条。その条の全文は、「文学語学」第2号
(昭三六・六)所載拙稿『狂歌節曉月房私見』に引用しておいた。)

為家末後ニ播磨ノ越部庄ヲ為相ニ讓ル、為相幼少ノ故ニ
為氏コレヲ押領ス、是ニヨリテ阿佛鎌倉へ下り、是ヲ訴
フ、故ニ為氏是ヲ為相ニ返ス、其^ニ狀今ニアリトカヤ、
とあるのをはじめ、近世以来、細川庄と越部庄とを混同する
説がある。例へば『大日本地名辞書』(播磨、揖保郡の条)に、

名所圖會云、俊成の女阿佛は安嘉門院に仕へ、四条と申

たる人なり、為家卿の内室にして、越部傳領の後、地頭
の妨ありければ、自關東に下向して訴訟したり、其時の

日記を十六夜日記と云ふ、又越部細川村と云ひ、細川と
云ふ流存す(今大字中之庄一之保存す、細川と云ふは即
栗柄の流なり)

とある記述の前段(「十六夜日記」もそれで、これは「播磨名
所巡覽図繪」(享和三)卷四、「越部禪尼塚」の條。なほ、この条
歌を一つの資料)によつてゐるらしい。そして「東見記」の記
事は、著者ト幽が羅山の門弟であり、羅山が下冷泉家から出
た藤原惺窓の高弟であることを考へると、為氏の承認状が下
冷泉家(これを藤谷と称した。)に伝存するとの説などは一応顧みてよい
やうにも思はれるが、「明月記」や「冷泉族譜」によつて越
部庄と細川庄とは同一でないことが明かであり、「東見記」
以下の説は、兩庄が共に播磨國にあつて、細川庄の訴訟につ
いて記した「十六夜日記」に、前引の如く越部庄の訴訟に關
する跋が付属してゐること、又更に推測すれば、越部庄もし
くはその一部を細川庄とも言つたらしい(「莊園志料」、「越部
部中庄、又細川庄と云ふ」とあり、「大日本地名辞書」、「越部」
の条にも、「又越部細川村と云ひ、細川と云ふ流存す」とある。
こと、などに由来する誤説と見るのが穩當であらう。既に、
(略)藤原俊成の女なる彼越部禪尼の住みしは此地なり。

俗書并に郷土誌に此尼と俊成の孫為家の妾なる阿仏尼と

を混同せるものあり

と述べてゐる。従つて、越部庄が為氏・為相間の訴訟の対象となつたといふ確証はない。

しかしながら、為家の頃には越部下庄といふのがあつて、これは細川庄の訴訟に深い関係を持つてゐるので、それにつき簡単に述べておく。

この越部下庄は、「康正二年造内裏段錢并国役引付」に

壹貫六百文(略中) 河原修理助殿 播州越部下庄 須富庄北方段錢

とある(『莊園志科』「越部下庄」)のと直ちに同一かどうかは分らないとしても、後者の位置が『莊園志料』によれば現在の竜野市竜野町の北竜野・島田両地区と揖保郡新宮町佐野とに亘る辺らしいので、地域としては、ほぼ一致するであらう。それに、庄園を幾つかに区分する時、高低によつて上・中・下と分つことは普通であり(保と三分されたことは前述した)、竜野市は新宮町から揖保川の下流に当るので、越部庄の南の方が越部下庄と呼ばれたのは、十分可能性のあることである。

これを承認した。そのことは、既に村田正志氏が大橋理祐氏蔵為家・為氏自筆譲状を挙げて明かにされた(『京極為兼と玉葉和所収』)が、まだ広く知られてゐないやうであるから、第三章第二節にその譲状を掲げておく。

細川庄を為氏から為家が悔返したことの確實に分るのは、現在のところ「冷泉族譜」に引く文永十年七月廿四日の譲状によつてであり、それよりも四年前に越部下庄を既に為氏から戻して為相に与へてゐることは、注目すべきであろう。この後、越部下庄については争ひが起らなかつたやうであり、第四章第三節に引用する前田家蔵為相自筆譲状(応長二年三月十一日付)に

〔播磨國〕 同國越部下庄事、先人御譲狀并故大納言入道啓狀等、
讓ニ渡之(中) 捐(中) 令申披可管領也、

とあり、この時為相は細川庄や「明月記」と共に、この庄をも為成に譲つてゐる。

四 細川庄

古く播磨國美囊郡(みなぎ) (三木郡とも書く) にあつた庄園で、最近までの兵庫県美囊郡細川村、現在の三木市細川町(昭和二年制) 五万分之一地形図(三田)・(神戸) 参照 がほゞその位置である。加吉川の支流美囊川の中流に沿つた谷で、秋には稻田の畔に柿の実る

のどかな農村である（昭和三十四年）が、耕地面積や収穫高はさして大きいとも思はれない。しかし、現在の細川町の耕地にはかなり肥沃な土地もあり、古くから良質の酒米が生産されてゐたと思はれ、又林業その他の産物もあつたと思はれる

から、阿仏が為相及びその子孫の死活問題として必死に訴訟に努力したやうに、やはり当時としては重要な庄園であつたものと想像される。因みに、三木市細川町の現状につき、先年三木市役所細川支所に照会した際の回答（昭和二十九年十一月二十四日付）は、次の通りである。

(一)面 積	三〇・五四平方糅
(二)耕地面積	四、六五三反〇〇一步
内訳	田 四、三〇九反〇〇一步 畠 三四四反

内、稻作作付面積

三、七四三反

(三)平年作収穫高 八、六〇〇石 平均反当り一石三斗

細川町では、良い土地もあれば新しく開墾致しました土地もありますので、平均反収は低いのでありますが、良い所では反当り四石／四石五斗も生産できる肥沃地もあります。この肥沃地に於ては、時代が進むにつれて改良され、一年に五升／一斗位の増収を見たやうに考へられ

ます。明治時代に於て、この肥沃地で一石五／六斗と考へられます。

〔鎌倉時代の産業・産物として想像されるもの〕

現在では、稻の他に、酪農・養鶏その他により特産物を出してをりますが、鎌倉時代ではそのやうなものはない、たゞ林業として山に自然に生ずる松茸が特産物ではなからうかと存じますが、年貢としては主要なものであつたかどうかわかりません。稻としては、酒米がたくさんできてゐたことと存じます。又、三木の周辺でありますので、鍛冶が名高かつたため、それらの方面から特産物は出でるたかもわかりません。現在ではもつとも特産として名高いのは菊花であり、各方面に出してをります。

この細川庄は、近江の小野庄と共に、古く和歌所の所領であつたものが、いつか御子左家の私有になつたのであるといふ俗説が、室町時代以来永く行はれてゐた。（二）にも少し触れたが、正徴の「なぐさめ草」に、

近江の小野庄、播磨の細川は、和歌所の永領にて、五条の三品よりかはらざりしかども
とあり、「玉かつま」（卷十、「御子左二」）に引く「惺窓文集」

の「惺窓先生」系譜略」にも、

俊成、爲三皇大后宮大夫、家居^ニ五條^一、世^ニ稱^ス五條

三位^ト、別^ニ賜^ニ播州三木郡細川莊、江州坂田郡小野

莊^ヲ、是爲^ニ倭歌所奉邑^ト、嫡子世世襲^レ封^ヲ、

と見えてゐる（但し、現在見る寛永四年刊本「惺窓」）。

しかしながら、小野庄もしくは吉富庄の場合と同様に、細

川庄が定家の私有地であったことは、かつて松井驥氏も「明

月記」を引いて証明され（前記）、近くは石田吉貞氏も詳しく述べてをられる（日本古典全書「十六夜日記」解題二二六／二）と

ころで、殊に石田氏は、そのやうな誤伝の生じた理由をも、和歌所の本質の変遷を考察して解明してをられる。

右松井・石田両氏の研究によれば、細川庄は俊成の代もしくはそれ以前から御子左家の所有であり、俊成から定家の姉九条尼即ち健御前（建春門院中納言ともいひ、い）に伝へられたものと考へられる。その後、建暦二年八月に九条尼が病んだ時、本家職は卿二品藤原兼子に献ぜられたらしい。翌建暦三年八月廿九日の「明月記」に

自^ニ「品御許」有^ニ消息、細川庄基清狼藉事、（中）聞^ニ其

事^ニ乎云々、是更存外事也、如^レ此事更不^レ及^レ予口入、
有^ニ勞事^ニ銅^レ蛭由申^レ之了、

とあり、続いて九月五日の条にも、

姉妹所領事、何可^レ給^ニ御教書乎、

と言つてゐるから、この時定家はこの庄と関係を持つてゐなかつたと考へられる。

しかるに、承久の変を越えると、地頭職は定家のものとなつた。即ち、「冷泉族譜」に、

凡^ニ彼地頭職者、右大臣家御時、爲^ニ和歌御師範、入道中^{〔定家〕}納言家拜領^{〔中〕}、如^ニ御下文^ニ者、承久三年九月也（一四

5 2 〔中〕

）とあり、定家が実朝の和歌の師範として拜領したとの説明は「冷泉族譜」（右に中略）にも言ふ通り不審であるが、承久三年の頃に地頭職が定家の有に帰したのは事実であらう。一方、卿二品の勢力もこの頃には失はれて本家職は自然消滅をしたであらうし、九条尼もこの前後（石田氏は、建保七年から間もない頃と推測してられる。「藤原定家」三一頁参照）に歿してゐると思はれるから、領家職も定家のものとなり、従つて「細川庄はすべて定家の意のままとなつたものであらうと思はれる」（石田氏「藤原定家」）。殊に

松井・石田両氏も指摘してをられる通り、「明月記」（寛喜七月廿三）に、持明院の西に新しい御所を建てるについて、細川庄が西渡殿を課せられた旨の記事があるが、この工事は幕

府の行つたものであるから、その割当が定家の細川庄へも來たことは、定家がこの庄の地頭職を有してゐた明証である。そして又、嘉禄頃から「明月記」にこの庄のことが頻出し、定家が以後この庄と深い関係を有したことが証明される。

かくて、細川庄は領家職・地頭職とも、定家から為家へ譲られたものと考へられる。そして、為家がこれを一旦為氏に譲り、ついで悔返して為相に譲つたことについての考察と訴訟の経過等については、便宜上第三・四章に述べることにする。

2 文 書

「十六夜日記」・「冷泉族譜」などには、為氏と為相とが直接文書そのものを相伝することを目的として争つたとは見えてゐないけれども、相伝文書が細川庄と共に両家の争ひの対象となり、訴訟にも関係を持つてゐたことは、若干の資料により、ほど明かである。

大体、為家から和歌文書を相伝して歌道を継承しようとの運動は、既に為相の幼少時代から母阿仏が起してゐたやうである。それは、「源承和歌口伝」（「十、訓説のおもひ」の左の一節からも知られる。

文永八年（中）、阿房（略）みづから名望あらん事を思ひ

て、にはかに持明院の北林にうつりて、嵯峨の旧屋並（より）和歌文書以下はこびわたす。〔為氏〕〔為教〕〔為教〕ひとつはらの〔おど〕をだにも道にへだてたり、まして、〔為相・為守〕はらぐならんすゑに目見する事あるまじ。たゞいづれにも心ざしめらむに、此道をゆるさるべきよし申いで、〔為相・為守〕末弟あつめて阿房みづから文字よみして心のまゝなる事ども申けるを、先人はそらねぶりして彼の申まゝにて待ける（四五頁、碧洞叢書）による。〔日本歌学大系〕〔本〕〔第三章〕〔第二節〕の通り、文永九年八月に為家は、後述（第三章）の通り、文永九年八月に為家は、

相傳和歌文書等、皆為相にゆづりわたし候、

といふ譲状を書き、翌文永十年七月にも、細川庄と共に「明月記」を為相に譲つたやうである。

「源承和歌口伝」（前）には又、

阿房と亜相と歌の文書の論ありき（同前、六・五四頁）。

とあり、更に、

〔前〕〔定家〕

阿房、前中納言自筆にしるしをきたりし折紙の目六を取
かくして、要書あまたかすめとぞめて、ようづの人に見
せし（同）
とも記してゐるが、これらも、既に谷山茂氏が推測された
〔十六夜日記成立年代考〕、通り、早ければこのころであら

う。この、阿仏が為家の許から和歌文書を掠めて抑留したといふことは、源承ばかりでなく二条家では口を揃へて申立ててゐる。即ち、為世は後に引用する「延慶両卿訴陳状」に「繼母抑留文書」と云つてをり、為世の難掌観妙も、細川庄の訴訟の際に「和歌文書以下、多以北林禪尼為相卿 母儀抑留訖」(一四五上から)と申立てた旨、「冷泉族譜」に記されてゐる。

相伝文書の多少は、当時にあつては歌道繼承の正統性と密接不可分の問題とされ、後年、為世・為兼・為相がそれゞゝそれによつて自己の正統性を主張してゐる。即ち、為相は、永仁二年のものと考へられる四月三日付歎状「欲レ被^レ召^三加勅撰々者一事(高松宮家藏「大手鑑」所收。村田正志氏「京極為兼紹介・翻刻があ」)において、

凡就諸道之藝見繼□□法、以^レ傳^ニ文書^ニ專爲^ニ詮要、而爲相、家所傳之和漢之書籍并家記等、悉讓^ニ得^ニ之、就^レ中於^ニ和歌文書^ニ者、誰人之相競乎、世之所知、人之所^レ存候

と言つてをり、為世と為兼も、「延慶両卿訴陳状」で次のやうに相手の相伝文書を攻撃してゐる。即ち、為兼が

彼卿相傳文書者、定家卿自筆古今集一部、貞永記廿卷、青表紙源氏物語一部、於源氏物語者、爲氏卿存日、猶

被^ニ借失^ニ了、於^ニ今者一向無^ニ之云々、其外自^ニ武家邊^ニ不^レ慮令^ニ相傳^ニ俊成卿自筆古今歎、又、龜山院御時、被^ニ借^ニ召^ニ爲相卿所^ニ被^ニ下^ニ之記録一合、雜文書少々、是又、永仁宿所回祿之時、悉燒失^ニ云々、

と難じたのに対し、為世は、

爲世所持之文書等、爲兼卿不^レ可^ニ存知^ニ者也、胸臆荒涼之申狀、比興也、凡諸道文書之法、以^ニ相傳^ニ爲^ニ最、爲世所^ニ蓄、数代相傳之文書也、又於^ニ繼母抑留之文書者、先七合被^ニ召^ニ下^ニ之間、皆爲^ニ雜文書^ニ之間、被^ニ返遣^ニ畢、其後猶有^ニ其沙汰^ニ、自^ニ後一條關白家、任^ニ目録^ニ十七合被^ニ沙汰^ニ渡畢、御沙汰^ニ之次第、當道之面目、何事如^ニ哉、而、龜山院御時、被^ニ借^ニ召^ニ爲相卿所^ニ被^ニ下^ニ之記録一合^ニ云々、此條殊狼籍申狀也、元來爲^ニ被^ニ下^ニ、亡父重々有^ニ其沙汰^ニ、所^ニ被^ニ責任^ニ也、更非^ニ借召之儀^ニ、於^ニ事奉^ニ忽^ニ緒弘安朝儀^ニ之條、尤可^ニ斟酌^ニ歎、又蓬屋炎上、弘安永仁兩度也、於^ニ文書^ニ者、雖^ニ一紙^ニ不^ニ燒失^ニ者也、世之所^ニ知^ニ、人之所^ニ存^ニ也(日本数学大系本^ニ三一頁。但し*「忽諸^ニ」とあるのを、神宮文庫本・彰考館本等によつて訂した)

と言つてゐる。これによれば、為相の持つてゐた記録一合と雜文書少々も問題になつてをり、又阿仏が文書を抑留したこ

と、それについてその後、関白一条実經の仲介で爲氏から文書十七合を渡して解決が下されたことなどが知られる。

この文面と併せ考へるべきは、尊經閣文庫蔵「爲世卿申文」（（実は、八月二日頭弁（日野）））である。これは、爲世・爲兼・（後光か）宛爲世書状の写である。これは、爲世・爲兼・爲相が勅撰撰者を競争した抗争の一端を示すもので、爲相が撰者を望むことの非を論じて、その子爲通を爲世自身と共に撰者に加へられるたいとの内容であり、先般紹介した（（爲世書状兼二通、「岩波講座日本文学」1、昭三三・四））伏見宮旧蔵「勅撰相論之状」所収史月報（延慶兩卿訴陳狀の成立に関する資料）・（（延慶兩卿訴陳狀の成立に関する資料））を補ふものである（他日機会があれば全文を立、『国語と國文』昭三三・一、七）を補ふものである（公にしたいと思つてゐる）が、その冒頭に爲世は、

抑日記文書等事、弘安御沙汰之時、任理致己父入道預聖斷畢、仍文書十七合文治建久家記所召賜也、

と述べてあり、右に引いた「延慶兩卿訴陳狀」に云ふところと一致してゐる。

以上のやうに、相伝文書は終始二条・京極・冷泉三家の争ひに關係してゐるのであるが、更に進んで、それが細川庄の訴訟にも直接關係してゐたかと思はせるのは、「親房卿古今集序註」（（統類集和歌部。序ながら、本書は上・中・下三巻から成る古今和歌集の註の上巻に當るらしく、本文の註を中略する下巻とする完全が島原松平文庫に））である。それには、

六義事。定家爲家卿までは随分さたせられたるとみゆ。而を近來宗匠の家。定家卿の如く此の口伝を書たる書二合あり。「一合には上を鶴を木繪にして。一合には鸞を木繪」とす。「仍歎」河うさぎと名付て。爲家卿までは身をはなたざる物あり。爲家卿薨ける時。室家の尼阿佛尼（爲相中納言母。謂安嘉門院四條局）歌の文書を取て關東に下向す。其後嫡子爲氏卿の訴訟に依て。龜山院御時。被レ下ニ院宣於關東。彼文書を召渡さるゝ時。舊より目録もあり。諸人存知の文章等は皆渡し之。而をうさぎの箱の納物までは。爲氏卿も委知せざりけるにや。彼秘傳等をば是を留て。あらぬ物共を入れ渡にけり。（（點私意返））

と記されてゐる。小西甚一氏が『日本文学史』（昭和二八年刊和二七八頁）において、

爲家の歿後、その三子の間に、遺産相續のことや何かで深刻な不和が生じ、三家分立といふ結果になつた。（中略）

爲氏と爲相のは、例の阿仏尼訴訟事件によるものだが、遺産の方は爲相が勝訴となつた替り、定家から傳はつた歌道文献を二條家にひきわたせといふ判決がくだつた。このとき、冷泉家では、要領よく、偽作あるいは變造したものわざしたらしいが、二條家では知らずに受け取

つたので、以後、二條家は所藏文献において、常に冷泉家よりも劣勢に立つた。

と述べてをられるのは、「親房卿古今集序註」の右の一節を拡張して解釈されたものか、それとも他に確かに根拠があるのか、明かでないが、相伝文書が細川庄の訴訟と無関係でなかつたことは、確かであらう。

三、訴訟の原因

為家の薨と共に為氏と阿仏の間に生じて、為世・為相の代に至るまで繰返し争はれた細川庄等の訴訟問題は、なぜ起つたのか。それについて本章では若干の考察を試みたい。

この訴訟の原因は、外面向的なものと内面向的なもの、或いは表面的なものと根本的なものに分けられるであらう。外面向的もしくは表面的原因といふのは、細川庄を一旦為氏に与へた為家が、後にそれを悔返して為相に与へたといふ複雑な事情の下において、互に自己の譲状を有効として争つたこと、従つてそのやうな争ひの起因となつた事實を指す。内面向的乃至根本的原因とは、細川庄を必死になつて獲得しようとした兩家の目的もしくは意図とも云ふべきものである。それ故、内面向的即ち根本的な原因是、云ふまでもなく、第

一に生活のための財産を得ようとの欲望であつたが、それと共に第二に、家学である歌道を受けつぐことの一証として細川庄を獲得したいとの考へも、兩家にあつたものと思はれる（冷泉家の先代末人布美子氏より先年頃いた書状には、「細川庄を（ゆづり受た者が当家の家督相続すると）決定され居りますのです」とあり、同家で現にそのやうに伝へてあるの）。この点が、庄園のみならず文書をも、訴訟の対象に加へしめた所以であると考へられる。

しかしながら、このやうな内面向的な欲求も、悔返しによつて生じた前後相反する譲状の並立といふ、外面向的或いは直接的な原因動機がなかつたならば、形をとつては現れなかつたであらう。そこで、以下本章においては、この外面向的原因となつた事實に考察を加へることとする。

1 為氏への譲状

為家が細川庄を為氏に譲る旨記したのは、正元元年の次の二回である。

(一) 十月廿四日の譲状（十月状）

為家は、六十二才の正元元年十月廿四日に、吉富庄と小阿射賀御厨とそしてこの細川庄とを、為氏（当时三十八才）に譲る旨の譲状を書いた。この時には、小阿射賀御厨と細川庄との領家職は、一応為氏の姪に当る二条左大臣道良女に譲り、その死

後為氏の嫡子に返すといふ条件がついてゐた。そのことは、第二章第1節の(一)に「冷泉族譜」の関係部分(二箇)を引用して述べた通りである。

為家がこの譲状を認めてから間もなく、正元元年十一月十二日に為氏の外祖父(従つて為家の岳父)宇都宮頼綱(入道蓮生)が卒してをり、石田吉貞氏も推測してをられる(『十六夜日記』解題)やうに、右の譲状は死期の近づいた蓮生への心やりから急に認められたものと思はれる。そのことは、次の十二月状の語句からも推測される。

(二)十二月廿三日の譲状(十二月状)

右の譲状を記してから二箇月の後、為家はほど同内容の譲状を書いて、十月状を再確認した。それは、「冷泉族譜」に、如_{〔為家〕}入道民部卿家正元々年十二月廿三日書状者、庄々譲進多留事、西山入道須賀佐牟奈登云事仁成氏候淺猿佐、只嫡子知倍幾所々曾土、中納言入道殿書置勢給氏候_{〔間々〕}譲進氏候云々、(下₄から₅へ₂)

とあることから推定され、「庄々譲進多留事」以下はその原文の一部と考へられる。たゞ、この「十二月状」には、「無_三所領之名字」(下₄)即ち譲与の対象としての所領を具体的に明示してゐなかつたらしく、その点、譲状としてはいは

ば不完全なものであつたやうである。そして又、細川庄領家職に關しては、前述の保留条件が明記されてゐなかつたやうである。その点を冷泉家の雜掌尚弘は衝いて、

如_{〔三十〕}月狀者、小阿射賀・當庄領家職、上庸家姫君_{〔二条左大臣〕}孫女一期之間、可_三讓進之由載_レ之、如_{〔十二〕}月狀者、小阿射賀、嵯峨上蘿一期之後者、可_レ被_ミ返_レ付嫡子_{〔云々〕}、狀中之子細不_ニ符合_ニ之間、兩通狀、必難_レ稱_ニ一具文書、(一₃九下左から₄)

と述べてゐる。

以上のやうに、為家は正元元年の十月廿四日と十二月廿三日との二度に亘つて、細川庄を為氏に譲る旨の譲状を認めた。「冷泉族譜」は、前者を「十月状」、後者を「十二月状」と呼び、両者併せて「正元兩通狀」(左から₈)・「正元狀」(下₈)・「正元書狀」(上₈)、もしくは後年の為相への譲状に對して「正元鬚_レ先狀」(左から₇)と称して、

入道民部卿家傳領之後、正元年中、雖_レ被_ミ讓_ミ于嫡子_{〔細川庄〕}所_ニ詮_シ當_ニ庄地頭職者、京極入道中納言家_{〔定家〕}之所領也、

なほ、正元元年の翌年に當る文応元年七月廿四日の状の裏

書なるものが、「冷泉族譜」に二度引用されてゐる。即ち、二度とも冷泉家の難掌尚弘の申立の中においてであるが、

如覺妙所進文應元年七月廿四日狀裏書者、嫡子登氏所

領奉讓事、其御身非他腹、母仁毛嫡子也云々(一四〇上)

及び

如三文應狀裏書者、加様乃事不悔返奈土申事毛様仁與留覽土覺候故、入道殿御文、此所波女子仁不可讓、若御前仁此所々可被奉讓土候於見出氏、隨父之遺命也、其文進候奴留上波、不可有子細、已仁直奉讓同事歟云々、(一四〇上左か)

と見えてゐる。しかしながら、この「文應狀裏書」なるものがいかなる趣旨のものであるか判定しにくい(恐らく偶然のこと日は次に挙げる為相への)上、この訴訟の経過・判決の全体の上には殆んど影響を持つてゐないと考へられるので、今は右の如く指摘するに止める。

2 為相への譲状

為家が為氏に細川庄などを与へる旨の譲状を書いた正元元年から四年の後、弘長三年に側室阿仏が為相を生んだ。そこで為家は、老後のこの子のためにも、生活の方途を用意しておく必要を感じたと思はれる。その上、阿仏が強気な女で、

頻りに為相の保護を為家に要求したばかりでなく、文書を掠め取つたり押へたりの実力行使にも出たらしいことは、既に知られており、第二章第2節にも若干述べたところである。

かくて為家は、先づ文永六年に越部下庄を為氏から取戻して為相に与へ、為氏にそのことを承認させた。越部下庄は、正元元年の譲状にはその名を記されてゐないけれども、定家から為家に伝へられた越部庄の一部と考へられ、既に為氏に譲られてゐたことは確実である。次の書状(大橋理祐)は、先年村田正志氏が紹介された(前掲「京極為兼と玉葉和歌集の成立」)ものであるが、まだ広く知られてゐないやうであるから、全文を転載する(濁点・句点・返点は私意により加へた)。

播磨國越部下庄、もとは大納言殿にゆづりて候しかども、老のゝちたいふいできてふびんにおぼえ候へば、大納言殿にこの一所をこひうけて、さりぶみとりて大夫為相にゆづりわたし候、相傳してさうるなくしらせ給べく候、代々相傳の所にて候へば、他家へゆづりつかはすまじく候、あなかしこく、
文永六年十一月十八日 七十二入道 (為家)
嫡子前大納言 (花押)
播磨國越部下庄をば、大夫殿為相にゆづりさり進候、一
為氏

向に御沙汰候べし、やがて御相傳候べく候、一切不可レ
有三相違二候、さて大夫殿もし子ももたぬ人にて他人にて
ぶほどならば、為氏が子まごのあひだに御子になしてゆ
づりたび候べし、ゆめ／＼相違あるべからず候、あなか
しこ／＼、

文永六年十一月十八日

〔為氏〕
〔花押〕

即ち、第一通は為家が越部下庄を当時大納言であつた為氏
から戻して、大夫即ち五位の為相に与へる旨の譲状であり、
為氏の署名と花押を付してある。第二通は、それを承諾確認
した旨の為氏の承認状である。

次に、二年おいて文永九年八月に、為家は定家から相伝の
和歌文書に目録を附へて為相に譲る旨の譲状を書いたやうで
ある。といふのは、冷泉為臣氏（『藤原定家全歌』によれば、
〔集解説五八四頁〕）によれば、

相傳和歌文書等、皆悉為相にゆづりわたし候、目六同副
遣、返々あだなるまじく候、あなかしこ／＼、
文永九年八月十四日

融覺判

侍從殿

と記した譲状があるとのことだからである（但しこれについて（は次にも述べる。）

又、この年細川庄を為相に譲る旨の譲状を書き与へたので
はないかと想像されるが、それは「冷泉族譜」の原本の破損

により、確かにない。それには、

如三文永九年書狀者、細河庄請取志登候者□□□□□□□
□可レ譲云々（一四〇上）
（7）8

と記されてゐる。

翌文永十年四月廿一日から百日間、為家は日吉社に参籠
し、その後の七月廿四日に、細川庄と「明月記」とを為相
に譲つた。細川庄については、これが確認される最初の悔返
で、「冷泉族譜」に、

〔細川庄〕

所詮當庄地頭職者、京極入道中納言定家之所領也、入

道民部卿家為家傳領之後、正元年中、雖レ被レ譲于嫡子
入道大納言家卿為氏、條々稱レ有三不孝悔返之、文永十年

七月廿四日、同十一年六月廿四日、以三兩通狀、被譲
與前右衛門督家（〔集解説五八四頁〕）によれば、
〔6〕10

と記されてゐる。一方「明月記」については、冷泉為臣氏
〔集解説五八四頁〕によれば、文永十年七月廿四日に為家から
阿仮に宛てた長い譲状の終の方に、

故中納言入道日記（自治承至、人はなにとも思候はねど
〔子仁治〕）

も、一身のたからと思候也。子も孫も、さる物みんと申
もの候はず、うちすてゝ候へば、侍從為相にたび候也。
かまへて見おぼえて公事をもつとめ、人の世にある様を

も見しれとをしへさせ給へ。（濁点・句点は私意）

と書かれてゐる由である。

ところで、村田正志氏（前記）によれば、保阪潤治氏藏文書に、

まことく、故中納言人道殿日記（自治承至、于仁治）〔定家〕によれば、保阪潤治氏藏文書

も思候はねども、一身のたからと思候也。子も孫も、さ

る物見んと申候はず、うちすてゝ候へば、侍従殿にたび候、かまへて見おぼえて公事をもつとめ、人の世にある様を見しれと、をしへさせ給へ、又本書とも心許はちらきず候、物ならひぬべき四道博士候はゞ、かたらひよりてよみならへとおほせ候へ、歌の事よりもづからか

きなして候ふみどもにて候也、これらよく返々をもくせられ候べし、あなかしこ、

文永十年八月廿四日十禪師日

〔為家〕

融覺

相傳和歌文書等、皆悉爲相にゆづりわたし候、目六同副遣、返々あだなるまじく候、あなかしこ、

文永十年八月廿四日

〔為家〕

融覺

とあるといふ。この二通一連の譲状は、冷泉為臣氏が『藤原定家全歌集』（解説五）に紹介された前引の二通（文永九年八月廿四日付及び

同十一年七月廿四日付）と字句が殆んど一致してきり、本来別々のものとは思はれない。しかるに、日付は保阪氏藏文書の方が、一通（長文）は一箇月、他（短文）は一年と十日、それより後のものとなつてゐる。この二通は、保阪氏藏文書の形の通り、一連のものと見るのがよささうに思ふが、冷泉為臣氏の紹介された文書は、恐らく當時冷泉家に伝存してゐたものであつて、為家の自筆かその転写かは明かでないにしても、伝来の上から考へて無視しがたくも思はれ、この両様の文書の史料的価値については、暫く保留しておきたい。たゞ、細川庄についてはこれらの文書に記されてをらず、前述の通り「冷泉族譜」に悔返の時期が記されてゐるのみである。

かくて、為家は文永十年七月廿四日に、細川庄と、或いは「明月記」その他の文書とを、為相に譲つたのであるが、約一年の後、文永十一年六月廿四日に、細川庄に關しては、これを再確認した。それは、「冷泉族譜」の前引の部分の終に、文永十年七月廿四日、同十一年六月廿四日、以三兩通狀、被譲與前右衛門督家（一三九上）

と記されて明かである。

侍従殿

（*村田氏の引用に「う」とあり、今私意をもつて改めた。その他濁点私意）

以上のやうに、細川庄について為家は、文永十年七月廿四日と同十一年六月廿四日との二回に亘つて、為相に与へる旨

の譲状を書いた。それが「冷泉族譜」に云ふところの「文永両通状」(一四〇下)・「文永譲状」(一四一)・「文永後状」(一四〇下)・「文永状」もしくは「文永懸勅後状」(一三九上)なのであるが、この時は文永六年の越部下庄の場合と異り、為氏の諒解を得ずして、為家は親の権力によつて一方的に悔返しを行つたものと考へられる。この点に、後年為氏が細川庄の領有権を主張する余地を残すことになったのであるが、それについては節を改めて考察したい。

3 当時の相続制度

こゝで、為家の譲状の中、正元両通状と文永両通状とのどちらが有効か、又為家が正元元年に一旦為氏に与へた細川庄を文永年間に悔返して為相に与へたのはいかなる意味と効果を持つかについて、若干の考察を加へておきたい。

このことについては、中田薰氏の「中世の財産相続法」(五、「国家学会雑誌」大正五、二〇)〔第五〕に述べられた悔返に関する説明が、要を得て余すところがない。稍々長文に亘るが敢へて引用しておく。

處分者が一度相手方に譲渡せる財産を、後日に至り任意に或は特定の場合に於て、一方的にこれを悔返する権利を有することは、處分が双方的行為たり、又生前行為たり

ることの性質に、何等の影響を及ぼすものにあらざることは、論するまでもなし。(略)先づ第一は男子に対する處分なり。此場合に於ては處分者たる父母は親権の作用に基づきて、何時にも任意に、其一度び譲與せる財産を子及びその承繼人たる自己の直系卑属の手より、回収するの権利を有す。王朝末期に於ける法家の法理論に依れば、生前に於て自己の子孫に處分せる財産は、これを悔返すこと能はざるものなりしが、鎌倉幕府の法は却て反対の制度を認容せるのみならず、室町時代に至ては法家輩も亦、幕府法の影響を受けて、從來の伝説を改むるの已むなきに至れり。(略)此父祖の悔返権は、その行使に何等特別の事由あることを必要とせず。然れどもその最も多く行使されたるは、子孫が父祖に對して、所謂『教令違犯』『敵対』等の行為ありて『義絶』『不孝』を受けたる場合なりとす。此の如く父祖は子孫に譲與せる財産を、任意に悔返すの権利を有するが故に、父祖より同一財産の譲與を受けたりと稱して、各自の譲狀を提出して、自己の権利を主張する子孫数人ある場合には、先判によらず後判に依て係争財産の歸屬を決すること、幕府の法制なりとす。

右に述べられてゐるやうに、中世の武家法においては、財産の譲与即ち処分が親から子に対する行はれる場合には、親は一旦行つた処分を、任意に取消し（これを「悔返」と称する）て他の被処分者に譲与することができ、かくして同一財産に関する子孫の間に二種以上の譲状が並立した場合は、最後の譲状が有效と認められるのであつた（なほ、死因譲与においても悔返の有効である）。しかるに、平安時代以来の公家法においては、この悔返を認めなかつたので、一旦親が子に譲与した財産は、これを他の子が相続することはできなかつたのである。

以上の事実を証明する資料として、中田氏が右論文の註に挙げられたものの中、重要なものを二つ挙げれば、次の通りである。先づ、武家法を規定した「御成敗式目」には、一、得^ニ譲狀後、其子先^ニ父母^ニ令^ニ死去^ニ跡事。
右、其子雖^ニ令^ニ見存^ニ至^ニ悔還^ニ者、有^ニ何妨哉。況子孫死去之後者、只可^レ任^ニ父祖之之意也。（第十二条）

及び

一、讓^ニ所領於子息^ニ給^ニ安堵御下文^ニ後、悔^ニ還^ニ其領讓^ニ與他子息一事。
右、可^レ任^ニ父母意^ニ之由、具以載^ニ先條^ニ畢。仍就^ニ先判之譲、雖^レ給^ニ安堵御下文^ニ、其親悔^ニ還^ニ之、於^ニ讓^ニ與他

子息^ニ者、任^ニ後判之譲^ニ有^ニ御成敗^ニ。（第二十一条）

（略）説者云、已異後不^レ可^ニ悔還^ニ者。

按^レ之、（中）已異後不^レ可^ニ悔還^ニ。况子孫亡有^ニ妻子^ニ者、妻子可^ニ伝領^ニ、父母更不^レ可^ニ返^ニ領之^ニ。

と見える（『中世法制史料集』の本文に）。これに対して、公家法を記した「法曹至要抄」（『日本古代法典』）には、「處^ニ分子孫^ニ之物、子孫死後不^ニ返^ニ領^ニ事」の条（卷中、处分^ニ）に、

このやうに、悔返に関する公家法と武家法とは逆の解釈を持つてゐたのであるが、中田氏（前記）によれば、康永年代の「坂上明宗勸文」（『東寺百合文書』）によつて、当時公家法が武家法に殆んど一致してゐたことが知られるといふ。従つて細川庄の訴訟の行はれた鎌倉末期には、公家法と武家法とが接近しながらも両立してゐたものと思はれ、こゝにこの訴訟を誘起した一因があると考へられる。

要するに、正元及び文永の譲状が完全な形で現存してゐないためその内容を詳細に検討することはできないけれども、以上の点から考へて、為家が武家法もしくはその影響としての新しい解釈に従ひ、悔返を有効と信じて文永の両状を書いたことは確実である。そしてその際為氏の承認を得ることな

く、親権に基く行為として一方的に悔返したため、為氏が公家法によつて悔返の無効を主張し、訴訟にまで至つたものと考へられる。

なほ、正元状においても文永状においても、譲状に記す細川庄処分の実質的内容は、當時多くの例があるやうに、死因譲与即ち処分者の死亡によつてその財産を相手方に移転することの効果を生ずる双方的行為であつて、為氏にしても為相にしても、為家の生存中はまだ細川庄を領知してゐなかつたと考へられる。

最後に、為家が一旦為氏に譲つた細川庄を悔返して為相に与へたことの意図乃至理由につき一言する。為家がこの行為に出たのは、老後の子として生れた為相に、歌道家をつぐに足る財産と権利とを与へようとの意によることは、ほど明かであつて、殊に為相の生活を保証するための遺産として与へたのであると見てよいであらう。たゞ、冷泉家の口伝には、次のやうに言つてあるといふ。即ち、當時逆修と称して親の生存中に、子が親のために法要を嘗むことが流行したが、為家が為氏に逆修を行ふやう依頼したのに、為氏が聞き入れなかつたので、為家は怒つて細川庄を悔返したといふのである

(本章の最初にも触れた冷泉)。既に松井驥氏(前記)も指摘され
布美子氏の書信による。

た通り、当時の悔返状では「不孝」の語は極めて軽い意味で、いはば悔返状の形式を整へるために用ゐられるのが通例であつたと思はれるから、この冷泉家の口伝はかなり疑はしいが、序をもつて記しておく。

四、訴訟の経過

前章において、細川庄の所有を争ふ訴訟の起るに至つた事情に考察を加へたので、本章においては、いよ／＼その訴訟の提起と審理及び裁決につき、節を分つて述べる。

1 訴訟の提起

細川庄の処分に關して複雑な事情を残したまゝ、建治元年五月一日に七十八才で為家は世を去つた。そこで、為氏(当五十才)は死因譲与の効果によつて正元の譲状により細川庄の相続権を主張し、一方文永の悔返を有効とする阿仏は、十三才の為相の相続権を主張した。かくて、かね／＼反目の激しい両者は、示談などで解決する筈がなく、忽ちいづれかの側から、訴訟が提起された。訴訟が為家の薨じた建治元年から起つてゐることは、「冷泉族譜」に

十月狀者、自建治元年^一至正應二年、首尾十七箇年之問、遂以不^ニ備^ニ進^ニ之^一 (一三九下左)

とあることから推定される。

この訴訟がどこに提起されたかは、訴訟の内容から推察することができる。一体、庄園には領家職と地頭職とがあった。この他に本家職を有する場合もあつたが、これはない場合も多く、当面の細川庄も、この訴訟の頃は領家職と地頭職のみがあつたと考へられる（第二章第1節の四参照）。この両者は管轄を異にして、領家職の進止は朝廷の支配下にあり、地頭職は幕府が支配してゐた。従つて、相続に関する訴訟も、領家職については本所裁判所が、地頭職については武家裁判所が、それ／＼裁判権を持つてをり（石井良助氏「鎌倉時代の裁判管轄」参）、當時少くとも幕府側においては、裁判権の限界は劃然と守られてゐたやうである（石井氏「中世武家不動産」『訴訟法の研究』六九頁）。細川庄に関する訴訟が領家職・地頭職の両方を目的としてゐたことは、弘安九年に院宣によつて為氏が一旦勝訴したこと、ついで正応二年地頭職が為相のものとされたこと、以下の訴訟の経過によつて明かである。即ち、院宣によつて決定し得るのは領家職のみであり、正応二年の幕府の裁許は、地頭職とはつきり指定してゐるからである。このやうに、この訴訟が領家・地頭両職を目的とする以上、本所裁判所と武家裁判所とへ、別個に並行して提起されたことは確実である。

しかば、細川庄の領家職・地頭職の訴訟は、具体的にはどこへ提起されたか。先づ領家職に関する訴訟から考察する。

石井氏（前記「鎌倉時代の裁判管轄」）も挙げてをられるが、「吾妻鏡」には、

畿内・近國并西國境相論事、（中略）於庄園者、爲領家沙汰、經奏聞、可レ爲聖斷之由被レ定、且以此趣、被レ仰ニ六波羅云々、（貞永元年九月一日の条）

とあり、又、

畿内・西海并近國相論事、（中略）於庄園者、可レ爲本家領家沙汰之由被レ定云々、（同年閏九月一日の条）

ともあつて、「御成敗式目」（第六）に

一、國司領家成敗、不レ及ニ關東御口入一事。

右、國衙・庄園・神社・仏寺領、爲本所進止於沙汰出來者、今更不レ及ニ御口入。（後略）

鏡（十月二日）にも、

西國境相論事、有ニ其沙汰、一向可レ爲本所御成敗之聞、雖有訴訟、不レ及ニ召決」と記されてゐる。これらによつて明かなやうに、領家職に關

する訴訟は幕府の関与しないところであつて、本所裁判所を通じて朝廷の決定によるといふのが、当時の規定であつた。従つて、細川庄領家職についての訴訟は、為氏・阿仏のいづれかの側から、朝廷に提起され、朝廷の裁判所で審理されたことは、疑ひない。

地頭職についての訴訟は、前述の如く武家裁判所へ提起されたと考へられるが、それは事実上幕府のいかなる機関であったか。從来の「十六夜日記」注釈書の解題等には、阿仏が

訴訟のため東下したことについて、六波羅の訴訟が思ふやうに運ばなかつたからであらうとか、京都は為氏の勢力が強かつたから関東へ下つたものであるとか述べてゐるものが多くないが、当時の訴訟制度を考察するならば、右の如き臆説は再検討の余地があると思はれる。この点に関しては、石井良助氏の『中世不動産訴訟法の研究』・『鎌倉時代の裁判管轄』(共に前出)及び佐藤進一氏の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』が有益な指針となるが、今は詳しい論拠を省き、それらによつて大要のみを述べることにする。

当時、「所務沙汰」の語をもつて、ほど今日の不動産訴訟に當る概念を表してゐた。従つて、当面の訴訟も所務沙汰であつたわけである。かかる所務沙汰は、関東においては問注

所内の所務賦に、六波羅ならば諸亭之賦に、提起された後、それより鎌倉又は六波羅の引付において審理されたのである。このことは、「沙汰未練書」(続類從本により、句に、点返点を加へた。)に、
一、所務沙汰トハ、所領田畠下地相論也。於關東六波羅ノ引付有其沙汰、所務相論事出來者、先調訴状・具書、所務賦可上之。

とあり、『中世不動産訴訟法の研究』(五三〇頁)に詳しく述べられてゐる。

次に、細川庄頭職の訴訟が、先づ六波羅に提起されたか、それとも最初から鎌倉において審理せられたかを、当時の制度から考へてみる。六波羅は、承久の変の後、幕府の訴訟機關として京都に置かれてゐたのであるが、その管轄権については、石井氏の『鎌倉時代の裁判管轄』及び佐藤氏の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(第二節)により、次のことことが明かである。即ち、第一に土地管轄においては、尾張・加賀以西であり(二四〇頁)、従つて細川庄のある播磨も、六波羅の管轄であつた。第二に審級管轄乃至権限については、初期の六波羅は終局確定の判決を下し得ず、鎌倉に対して準備手続をなすに過ぎなかつた(二四〇頁)が、年月を終るに従ひ、一々関東が六波羅の注進を受けてこれに指令を与へるの

では煩に過ぎて訴訟も停滞する結果となるので、六波羅の裁判権が強化され、正元元年「新編追加」（『中世法制史料』の本文による）に次のやうに規定されるに至つた（二四）。

一、西國雜務事、注進状繁多相続之間、雖有御沙汰、自然依經年月、爲今煩歎、然者於自今已後者、殊重事外、不可注進、直可令尋成敗狀、依仰執達如件、

正元々年六月十八日

〔六波羅探題時茂〕
〔武藏守連署政村〕
〔相模守判〕
〔陸奥左近大夫將監殿〕

かくして、この後は土地管轄規定も次第に厳守され、遂に正中頃には不動の原則となつた（二四）。正元元年以後は、六波羅の管轄する事件を鎌倉に訴へた場合は、これを六波羅へ移送して審理裁判せしめた例が多く見出されるといふ（氏前記論文）。

第二節

以上によつて、細川庄地頭職に関する阿仏・為氏間の訴訟は、先づ六波羅に提起されたことが、ほど確実である。なほ、六波羅において、訴訟を受理する諸亭之賦は、「建治三年記」に「諸亭」と記されてゐるものであらうと思はれ、又審理機関である引付も、弘安元年以前に設置されてゐたこと

は確実である（『鎌倉幕府訴訟制度』）から、建治元年にこの訴訟が提起された時も、前に石井氏の著書を引用して述べた通りの手続で受理・審理されたと考へられる。

要するに、本節に考察したところによつて、阿仏・為氏間の訴訟は、いづれの側が先に訴へ出たかは明らかでないけれども（たゞ、「十六夜日記」の書きぶりなどから見る）、領家職については朝廷に提起されて朝廷で裁かれ、地頭職については六波羅の諸亭之賦に提起されて引付において審理されたことが確実であらう。

2 領家職に対する判決

本節と次節とにおいて、訴訟の経過を領家職と地頭職とに分けて考察する。武家裁判所に訴へられた地頭職についての訴訟経過は「冷泉族譜」によつてかなり詳しく判つてゐるが、本所裁判所が審理した筈の領家職については、その経過を知る資料が殆んどない。他日詳細を知り得る日があるかも知れないが、今は現在判明してゐるところを簡単に述べておく。

領家職についての訴訟がいつ提起せられたかは明かでないが、恐らく地頭職が六波羅に訴へられたのと同時に、朝廷に提起せられたものであらう。さうすれば、為家の薨じた建治元年、為氏五十四才、為相十三才の時といふことになる。

本所裁判所が朝廷のいかなる機関とのやうな関係を持つてゐたか不明で、この訴訟が具体的にいかに審理せられたか明かでないが、弘安九年六月四日に至り、亀山上皇の院宣によつて、為氏の主張が認められた。即ち、「冷泉族譜」に

如〔二条家雜掌〕
覺妙所レ進、弘安九年六月四日院宣者、播磨國細川

庄事、任父祖之讓〔為國家〕相傳領掌不可有相違云々、〔中略〕

謂父祖之讓者、入道民部卿家十二月狀也〔一四〇下左〕

とあつて、この時正元元年十二月の讓状が認められたことを示してゐる。悔返を認めなかつた公家法に基く判決としては、当然である。

この判決に関連して一言述べておきたいのは、前章（第二

節）にも引用した「親房卿古今集序註」の一節と、それによつたらしい小西甚一氏の説である。「古今集序註」に「亀山

院御時」とあるのは、亀山上皇の院政の時、即ち文永十一年から弘安十年までの間のことであらう。しかも、この親房の言を信ずるならば、小西氏の解釈の通り、細川庄については為相の所有が認められ、その代りに相伝文書を冷泉家から二条家へ引渡せとの院宣による判決が、弘安十年以前に下つてゐると考へなければならない。しかるに、為氏は右の通り弘安九年に院宣によつて領家職について勝訴してゐるけれど

も、為相が弘安十年以前に院宣によつて勝訴したといふ証拠は、今日見当らない。この点で、親房の説とそれによつてゐるらしい小西氏の解釈とには、かなり疑問の余地が残るのであるが、前章にも述べた通り、この訴訟に相伝文書も与つてゐたことだけは、一応確かであらう。

又、小川寿一氏は「阿仏尼と大通寺」（昭和十年刊、同十四年修訂）などにおいて、「冷泉家伝」（當時佐佐木信綱氏蔵、東大史料編纂所影写本により一見すると、後引第五章「惺窓先生系譜略」に内容近く、やはり為経あたりの著か）・「阿佛東下り」等を根拠として、阿仏は弘安三年七月廿日に領地安堵書を得て帰京したと唱へてをられる（但し前者には阿佛が帰京）、「冷泉家伝」の史科的価値を問題にするまでもなく、谷山氏の指摘（「十六夜立成文」昭二四・三）や新たに知られた「安嘉門院四条五百首」（島原松平文庫蔵、島津忠夫氏「安嘉門院四条五百」）などによつて、阿仏の東下が弘安二年であり、「十六夜日記」付載の長歌によつて同五年までは鎌倉に居たことが知られる今日では、この説は全く従ひ得ないものと言はなければならない。（序に云へば、阿仏の死は弘安六年四月八日と冷泉家で伝へ、小川氏も指摘され、阿仏の死は弘安六年四月八日と冷泉家で伝へ、「思ひ寄る日」にもさう記してあるが、これは「公卿補任」（延慶元年、為相の条等）により正しいと思はれる。）

弘安九年の院宣に対し、為相は不服の所存であつたに違ひないが、公家法もしくは本所法において、上訴制度がどの

やうになつてゐたか明らかでないため、為相が領家職に対してどのやうな訴訟を継続したかは、不明である。ただ、ここに或いはこの訴訟に關係するものかと思はれる、為相と万里小路宣房との贈答書状があるので、次に掲げて若干の考察を試みたい。

この書状は、陽明文庫の藏で、重要文化財に指定され、宣房の朝廷における地位から見て嘉元頃のものと推定されている（『増訂陽明世伝』・『陽明文庫図録』第五輯等所収）。第三回参照）。

為相の文は、
明日對決事、彼方已申領狀候哉、爲存知不審候、
相尋師顯朝臣候之處、廻文直進奉行之由令レ申候間、
令駆申候也、恐々謹言、

九月九日

為相
九月九日

とあり、これに対する宣房の返事は、

猶可レ被賜訴狀之旨、載文殿廻文候、仍付都護候了、恐々謹言、

宣房

と記されてゐる（挙げる浜口博章氏の論文にも掲げられてゐるが、後に共に不審があるので、今は私意によ）。「文殿」といふのは恐らく「院文殿」の略で、訴訟を決断する役所であつた。そこへ為相は訴状を提出しておいたらしく、この書状を認めた翌日、相手方と対決することになつてゐたのであるが、先方は

その旨を既に承知してゐるか、外記師顕の言によれば、廻文を奉行に直送した由であるが、事実はどうか、と宣房に訊ねたのである。これに対して宣房は、訴状は文殿の廻文に載せ、都護即ち按察使に付し了つたと答へてゐる。

ここに見られる訴訟を、浜口博章氏は、「延慶兩卿訴陳状」に關連して為相も撰者を望み競争に加つた時のことかも知れないと推測してをられる（『鎌倉歌壇の一考察』・『國語國文』昭二九・七）が、先年拙稿（『延慶兩卿訴陳状の成立』・『國語と國文学』昭三二・七）に詳述した通り、為相はある場合には対決などに至らずして自ら勅撰撰者を断念したと考へられるので、この書状を勅撰撰者を望んでの競争訴陳に關係づけることは無理で、やはり『増訂陽明世傳解説』に記されてゐる通り、細川庄に関する訴訟の折のものであらうと思ふ。さうすれば、ここに記された訴状は朝廷の裁判機関たる文殿に提出されてゐるのであるから、領家職についての訴訟であることは明かで、弘安九年の院宣に對して為相は不服の申状を上つてゐたことになる。当時の公家法・本所法の訴訟手続は明かではないが、武家法にかなり接近してゐたと思はれるので、参考までに当時の幕府法即ち武家法の、所務沙汰即ち不動産訴訟の手続を、石井良助氏の『中世不動産訴訟法の研究』によつて略述してみる。

先づ訴人（原告）が訴状に具書（証拠書類）を副へて、所定の役所（これについては前述した）に提出する。これを受けた引付は、直ちに論人（被告）に問状を発し、論人はこれに對して陳狀（答弁書）を裁判所に提出する。かくして、裁判所を経由して、訴讼人は三問三答の訴陳を番へることができた。これが即ち書面審理乃至書面弁論である。それだけでは判決し得ない時は、裁判所は訴人論人（訴訟當時者）を引付之座に呼出して、対決（口頭弁論）を行はせる。その結果、判決案が引付會議によつて作成され、評定沙汰を俟つて判決文が成立し、担当引付頭人の手から勝訴人に渡されたのである。

朝廷の裁判においても、対決に至るまでにほゞ右の通り三問三答の訴陳が行はれたらしいことは、「延慶両卿訴陳状」の論争経過など（その詳細については、前掲拙稿「延慶両卿訴陳状の成立」を参照されたい）から推測され、対決に至るまでに、相当詳細な書面審理も行はれてゐたであらう。従つて、この贈答書状が細川庄領家職の訴訟に関してのものであるならば、この書状の書かれたのは前述の通り嘉元頃と推定されてゐるから、乾元頃までには為相が上訴してゐたかと思はれるが、為相のたび々の上洛の中で、どの時期に属するかは明かでない。又、この上訴に対しても、いつ、いかなる判決が下つたかも全く不明である。

領家職の訴訟については、これ以後の経過は明かでないが、後述（第五章）の通り、「冷泉族譜」付載の文書によつて、遅くも応永廿三年までには、地頭・領家両職とも冷泉家のものとなつてゐたことが確認される。

3 地頭職に対する判決

建治元年に六波羅へ提起せられた細川庄地頭職に關する訴訟は、六波羅で一應判決を下すまでに至つたか、それとも審理が鎌倉に移されたかの点が、明確でない。

六波羅で第一審の判決を下したと考へる場合に根拠となるのは、「冷泉族譜」の冒頭に近く、正応四年に為世を勝訴としたことについて述べた、次の一節である。

〔細川庄〕當庄地頭職者、〔略〕文永十年七月廿四日、同十一年六月廿四日、以〔兩通狀〕、被〔讓〕與前右衛門督家〔之間〕、任〔彼狀〕、正応二年十一月七日、被〔裁許〕之處、民部卿家重被〔申〕子細、同四年八月十四日、就〔先判狀〕、所被〔下知〕也、（一三九上）

こゝで「先判狀に就き」と言つてゐるのは、「（為氏もしくは為世を勝訴とした）先度の判決文の通り」の意かと思はれるが、さうすれば、正応二年の為相勝訴より前に、為氏もしくは為世を勝訴とした判決が下つてゐたことになる。又、正

元元年の譲状を謀書（偽）だと為相方が難じてことについて、此狀爲謀書之由、右衛門督家雜掌先度雖難之（元下

109）

とある「先度」も、同様に考へられる、そして、「民部卿家（為世）重ねて子細を申さる」といふのも、単に為世が正応二年の判決に不服を唱へたといふ意味よりは、一旦自己側を勝訴とされてゐた判決を得てゐた為世が、再びそれを要求して異を唱へたといふ風に解すべきかと思はれる。

右のやうに考へれば、阿仏は第一審に敗れて越訴（上訴に

当）の提起もしくは審理（その後考へるが、多分後者であらう）のために鎌倉へ下つたと考へるのが妥当であるから、阿仏東下の弘安二年もしくはそれ以前に、右に考へたやうな、為氏を勝訴とする六波羅の第一審判決が下されたことになる。

「十六夜日記」の冒頭に近く、「賢王の人をすて給はぬまつりごとももれ、忠臣の世を思ふなきにもすてら」れたとあるのを、石田吉貞氏（日本古典全書『十六夜』二五七頁頭注）が、「賢王は朝廷、忠臣は六波羅。何れの訴訟にも失敗したこと」と説いてをられるのも、地頭職に關して六波羅が前述のやうな第一審判決を下したとの解釈と思はれる。

しかしながら、このやうな考へ方には、若干の難点もあ

る。その第一は、右に仮定した第一審判決である「先判」についての所見が、右に引いた「冷泉族譜」の断片的記述のみであつて、正応二年の為相勝訴に至るまで、地頭職の訴訟過程を示す資料が他に見当らないことである。尤も、これは湮滅といふやうな偶然の事情によるのかも知れず、又、建治元年から弘安二年までは僅か四年に過ぎないので、従つてその間に行はれた第一審なるものは、多くの資料を遺すほど複雑なものではなかつたかも知れないといふことも考へられ、さほど拘泥する必要はないかとも思ふ。

前述の考への難点の第二は、既に述べた（本章第1節）通り、正元年以後次第に六波羅の裁判権は拡張されたけれども、この事件のやうな複雑なものは、六波羅から鎌倉に審理が移送されたかも知れないと思はれる事である。前節（本章第1節）に引用した正元元年の「新編追加」にも、「殊なる重事の外、注進すべからず、直ちに成敗を尋ねしむべき」旨規定されており、「殊なる重事」は依然関東が審理裁決することになつてゐた。その点によつてであらうか、或いはもつと具体的な例証をもつてであらうか、松井氏（前記）は、

少くとも永仁元年頃まで（従つて阿仏尼の出訴当時は勿論）——大胆に論断すれば正安元年頃までは、かくの如

さいはゆる所務沙汰に属する事件で、先例のないものは、六波羅に管轄権がなかつたのである。

と述べてをられる。ところで、「新編追加」中の「殊なる重事」の具体的な内容については、佐藤氏が若干推測してをられる（前記著書二）が、そこに挙げられた六種の型には、今は該当しないやうである（尤も、第三の型として示された、「謀書の咎の譲状を為相方で謀書だと難じたこと」）。しかしながら、当面のが該当すると考へられなくもない。訴訟が、「殊なる重事」でなかつたとも断定できず、或いは松井氏の見解が妥当なのかも知れない。

以上のやうなわけで、こゝで推論することは甚だ明確を欠き、多少の難点が残るかも知れないのであるが、今はやはり、弘安二年もしくはその直前に、為氏を勝訴とする第一審判決が六波羅によつて下されてゐたのであらうと考へたい。

「冷泉族譜」の形式から見てもそのやうに考へるのが蓋然性に富むと思はれるが、それについては後に述べる。

建治元年から弘安二年までの間に、為氏が第一審に勝つたとすれば、それに対し阿仮は直ちに不服を申立てたに違ひない。今日の上訴に當る制度として當時最も普通であつたのは越訴と呼ばれるものである。そして、六波羅の判決に対する不服申立は、弘安頃から次第に六波羅自身の越訴機関で扱

はれるやうになつたが、なほ六波羅が越訴の判決を関東に請うてゐることもあり、審級上も遂に六波羅は関東から独立し得なかつたとされてゐる（佐藤氏前記著書）。それ故、六波羅の第一審判決に對して阿仮は六波羅に越訴したのであらうが、それが関東に送付され、阿仮もその審理のために鎌倉に下つたものと考へられる。この点についても、後に再び触れる。

阿仮の東下は弘安二年十月である（從来建治三年とされてゐたが、それが誤で、弘安二年であることは、谷山茂氏「十六夜日記成立年代考」（阿仮の関東下向は弘安二年十月である）『国語国文』昭二四・三）で明らかになつた）が、この年四月十五日に為氏が朝廷から馬を賜つて関東に下つてゐる。即ち、「吉續記」（同年四月十日）に、
明後日前藤大納言為氏下_二向_一關東、被_レ下_二龍蹄、前大納言於_二御所_一給_レ之、
と記されてゐる。既に三浦周行も述べてゐる（『鎌倉時代史』四七六頁）通り、朝廷の使者として下つたやうではあるが、この訴訟に関しても幕府に申入れるところがあつたかと思はれる。かういふ情勢の中で、阿仮は東下したのである。

蒙古の襲来による政務の輻輳から審理は長引き、阿仮は弘安六年の四月八日に、恐らくは関東で、判決を見ずして歿した（阿仮の忌日については前述したが、鎌倉で客死したか、帰京して歿したかについては両説があり、筆者は客死説を探る詳しく述べ他日論じたい）。その後、弘安九年院宣によつて領家職

が為氏の勝訴に帰したことは、前節に述べた通りである。そしてこの年九月十四日に、為氏も六十五歳で薨じた（「公卿補卑分脈」）。米沢文庫本「沙石集」（岩波文庫本）下巻二三九頁に

大納言爲氏卿、鎌倉にて陰れ給ひけり。葬の後、遺骨もちて、子息達鎌倉立給ける朝、孫の十一歳の少人（注、筆者藤）の歌に、名はうけ給はらず、
なき人の烟となりしあとをだになをはかれゆくけふぞ
かなしき

家の事にて哀に侍り。

と見え、鎌倉で薨じたやうである。或いは、前年致仕（「卿補任」）以後、主としてこの訴訟のために、関東に滞在してゐたのであるまいか。

その後正応二年十一月に至り、幕府は文永の譲状を有効として地頭職は為相の有と裁許した。それに対して、為氏の嗣子為世がこれを不服として「重ねて子細を申」し、正応四年八月には、文永の譲状を排し正元元年の譲状によつて、為世の主張が認められた。二条家では、正元元年十月の為家の譲状をこの時初めて提出したといふ。以上二度の裁許の事情は、「冷泉族譜」の次の二箇所に記されてゐる。

當庄地頭職者、（中）入道民部卿家卿傳領之後、正元年

中、雖被讓于嫡子入道大納言家（為氏、條々稱）有不孝悔返之、文永十年七月廿四日、同十一年六月廿四日、

以兩通狀、被讓與前右衛門督家之間、任彼狀、正應二年十一月七日、被裁許之處、民部卿家重依被

申子細、同四年八月十四日、就先判狀、所被下知也、而以正元秀輔先狀、被破文永懸懃後狀（中）、十

月狀者、自建治元年至正應二年、首尾十七箇年之間、遂以不備進、同四年越訴之時、始依進覽之、旁有疑

殆（中）之由、尚弘所申、（一三九上6）

賞正元書狀、被棄捐文永讓狀之條、正應四年之沙汰

令參差畢、（一四一上）
（879）

かくて正応四年に為相は敗訴したわけであるが、これに対して為相は、難掌尚弘を立てて延慶二年に越訴した。当時、越訴の提出期限は原判決交付後二十三年間であつたかとされてゐる（佐藤氏、前記著書）が、この場合は正応四年から十九年目である。冷泉家の難掌尚弘に対して、為世は難掌覺妙をもつて陳弁させた。この際の両者の言分の要点とそれに基く幕府の判決とを記したのが、本稿で終始引用する「冷泉族譜」である。

この越訴の最中に当る応長二年に、為相は細川庄の譲状

(即ち文永の譲状) や同庄に關する幕府の裁許状(恐らく、正応二年に勝訴した際のもので) 及び「明月記」等を、長男為成に譲つてある。即ち、村田氏も紹介してをられる(前記論文)が、前田家藏為相自筆譲状(第四図)に、
(参照)

同國越部下庄事、先人御譲狀并故大納言入道啓狀

等、譲渡之、
〔為家〕
〔為家カ〕
〔令申披可管領也〕

播磨國細河庄事、故入道殿御譲狀二通、并前武州禪門免
狀以下正文等、所三讓與也、件庄當時越訴最中也、任三

道理預御成敗二者、即可預知也、

抑中納言入道殿御記_{〔自治承至仁治〕}并本書等、任目錄一所

讓與也、以上三通譲狀、悉不可改譲之分、以日吉

山王七社、別十禪師聖廟照鑒、爲證之狀、如件、

應長二年三月十一日
〔為成〕

〔花押〕
(相)

右少將殿

と記されてゐるのである(なほ、村田氏は前記論文において、こ
るが、「柳風抄」(為成について)、「公卿補任」(為秀に)
ついて等に記された官位により、為成とすべきである)。

この越訴は右の譲状が書かれた翌年、正和二年八月に、幕
府の判決によつて為相が再び勝訴したのであつて、繰返す通
り、この時の裁許状が「冷泉族譜」の主文を成してゐる。尚

弘の越訴状の要点は、文永の悔返状を有効とし、正応二年の
弘の越訴状の要点は、文永の悔返状を有効とし、正応二年の

下知状を再確認して、細川庄の地頭職を為相のものと認めら
れたいといふことと、前章(第二章第1節(2))に述べたやうに、文永
の悔返状に付せられた為家の誠詞を理由として、吉富庄の所
有権をも主張したこととの二つであつた。そして、第一の点
については、尚弘の要求通り為相の勝訴となり、第二の点に
ついては、本所裁判所の管轄であつて幕府にはその裁判権な
しとの理由で却下された。即ち「冷泉族譜」の主文の冒頭及
び終結を抄出すれば、次の通りである。

前右衛門督家卿雜掌尚弘、興民部卿家卿雜掌僧

覺妙相論、播磨國細河庄地頭職事、

右就尚弘延慶二年越訴狀、被尋先度評定事之處、

令紛失之間、以覺妙陳狀召決兩方輩、彼是所申枝

葉雖多、(中略、以上一)於當庄地頭職者、任文永兩

通譲狀、并正応二年下知狀、所被付前右衛門督家

也、次如文永狀之誠詞二者、至子孫致違乱者、吉富

庄同可申給云々、可充給之由、尚弘雖載越訴狀、

爲本所進止地之間、於關東不レ及其沙汰者、依鎌

倉殿仰、下知如件、

正和二年七月廿日

相模守平朝臣(花押)

更に「冷泉族譜」には、前述(第二)の通り、右の判決主文

に添へて、次のやうな施行状がある。

前右衛門督卿_{為相} 雜掌尚弘、與_三民部卿家卿_{為世} 雜掌覺
妙_一相論、播磨國細河庄地頭職事、

右任_三去七月廿日關東御下知、可_レ致_ニ沙汰_一之狀、如_レ件、
正和二年八月九日

〔六波羅南方時教〕
〔六波羅北方貞頤〕
越後守平朝臣
武藏守平朝臣
押花

押花

押花

この施行状が六波羅両採題の署名によつてゐることは、いさか注意を要するかと思ふ。即ち、この再審は、執権の下知状を受けてはゐるもの、直接には六波羅が通達した形式をとつてゐるのである。云ひかへれば尚弘の越訴は、実質上は

鎌倉に送付されて鎌倉で審理され、執権の下知の形で裁決されてゐるけれども、表面上は六波羅の沙汰裁許であつたと考へられる。これによつて、延慶二年の尚弘の越訴は、六波羅に提起されてゐたことが明かとなる。佐藤氏は「六波羅判決に対する不服申立を直接関東に提出する事なく、六波羅に越訴し（中）、而も六波羅が自ら判決し得ないこの越訴を直ちに関東へ移送する事なく、両者（筆者注：訴論人）の書面審理手続きを完了した上で、一具文書（筆者注：証書類一括）を関東に送つてゐる」例のあることを述べてをられる（前記著書）が、尚弘の越

訴も、まさにこの一例と考へてよいのではなかろうか。さうだとすれば、尚弘（従つて）が不服を唱へた正応四年の為世勝訴の判決も、表面上は六波羅の手に成ることになり、従つてその前の正応二年の為相の勝訴も、直接もしくは表面的には、六波羅の裁許に依つた筈と推論される。かくして、建治元年以来四度に亘る訴の提起と判決とは、すべて六波羅がこれに与つたこととなる。

しかば、阿仏は何故に関東へ下つたか。これは、弘安二年に東下したり晩年を鎌倉に送つたりした為氏についても同様に起る疑問である。これについては、次のやうに考へるのが妥当であらうかと思ふ。

建治元年から弘安二年までの間に、六波羅の手によつて為氏勝訴の第一審判決が下り、直ちに阿仏はこれを不服として越訴した。その越訴は、六波羅に提起され、六波羅はそれを受理したが、当時の六波羅はこの越訴を関東の指示を俟たなければ裁許できなかつたので、或る程度の書面審理を行つた後、この越訴を関東に移送した。鎌倉幕府の越訴頭が書面審理を続けたか否かは不明であるが、この事件は書面審理だけで片付くやうなものではなかつたので、当然対決（弁論）の段階に至つたであらう。かくして、阿仏は、そして恐らく為氏

も、鎌倉に出頭したのであらうと思ふ。それ故、正応二年の第二審判決は、主として鎌倉における審理に基いたものであらうが、直接裁許し判決を言渡したのは、かつて越訴を受理した六波羅であつたに違ひない。かくして、毎回一応六波羅を通して越訴が提起・判決せられ、正和二年の「冷泉族譜」に記された裁許にまで至つたのであらうと考へられる。

以上、本節に述べたところを要約すると、次の通りとなる。

細川庄地頭職に関する訴訟は、先づ阿仏・為氏のどちらか（恐らく）から、建治元年に六波羅に提起され、弘安二年もしくはそれ以前に、為氏勝訴の第一審判決があつた。阿仏は直ちにそれを不服として六波羅に越訴したが、六波羅はこの訴に關して完全独立に裁判することができなかつたので、審理は實際には鎌倉に移され、そのため阿仏は弘安二年十月に鎌倉へ下つた。為氏がこの年に東下したり、弘安九年に薨じた時鎌倉に居たりしたのも、同様の事情であらう。鎌倉での訴訟は、元寇の大難などもあつて捲らず、弘安六年に阿仏は歿し、同九年には為氏も世を去つて、訴訟は為相と為世との間で争はれるに至つた。そして、正応二年に至り、やうやく阿仏の提起した越訴に対する判決として為相の勝訴が認められたが、この裁許も直接には六波羅の手によるものであら

う。ついで為世が越訴し、正応四年には為世の勝訴となつた。そこで延慶二年に為相は雜掌尚弘を立てて再び越訴し、正和二年、幕府の沙汰下知に基く六波羅の通達によつて、為相の勝訴となつたのである。以後・地頭職について為世は越訴せず、これで為相の勝訴が確定した。時に為相五十一才、初めて訴訟の提起された建治元年以来、三十九年目のことであつた。

五、訴訟の結果

正和二年の裁決によつて冷泉家の有と認められた細川庄地頭職は、その後どうなつたか。又、弘安九年の院宣による為氏の勝訴を不服として恐らくは上訴されたであらう領家職は、前章（第四章）に挙げた為相・宣房贈答書状がその上訴の一過程を示してゐるかどうかも不確かであるが、その後はどういふことになつたか。それについて多くを論ずる必要もないと思ふが、知られる限りの史料によつて、ごく簡単に述べておく。

その資料は、主として、「史籍雜纂」所収「冷泉族譜」付載の文書四通と、「呉文炳蒐集手蹟目録」所載の室町時代の文書十八通とである。この両者は、共に年代順に並べてあり、

しかも後者の十八通は前者の四通に年代的に接続するので、ここにそれらに一連番号を付して掲げてみる。即ち、(1)から(4)までは『史籍雜纂』所収のもの、(5)から(9)までは『吳文炳蒐集手蹟目録』所載のものである。

なほ、転載・翻刻に先立つて、この二群の文書の伝来と内容の大略を云へば、前者は、正和二年の裁許状・施行状に直ぐ続けて、延宝の為経の跋の前に掲げられており、跋文の後の「明治十五年(略)徳川昭武藏書を写す」といふ奥書が裁許状から跋文までの全体にかかるものと思はれる点から、水戸家本に、裁許状以下と共に転写されてあつたものと考へられる。従つて、その直接の祖本は明かでないが、遡れば冷泉家の原本から出たものと見てよいであらう。(1)と(2)は同時に記されたもので、これによつて應永廿三年までには、細川庄の「地頭・領家職」共、冷泉家のものと認められてゐたことを示す、重要な史料である。(3)は享徳三年の安堵状、(4)は細川庄ではなくて近江国小野庄(ことは、第三章第1節(2)に述べた)の領家職を冷泉家のものと認めた長禄二年の執達状である。

次に、後者即ち『吳文炳蒐集手蹟目録』所載の十八通については、『弘文荘善本目録』に所見なく、『吳文炳蒐集手蹟目録』にも伝來を記してないが、細川庄に関する文書をこれ

だけ多数揃へて保存所有してゐたのは冷泉家を指いて他に考へられず、かつ冒頭に「宝玲文庫」の印のあることも主文(裁許状)の巻子と共に通するから、主文と同様に、そして恐らくは同時に、冷泉家から出たものと見てよいであらう。

これら十八通は、細川庄の段錢・工米等の免除に関する執達状・下知状の写しで、文面から同庄が室町時代を通じて冷泉家の所領であつたことが明かになるに過ぎないものであるが、前者四通と共に近世末期の写しが前記「冷泉家譜」に收められており(そこには、左の二十二通)、又何通かは「冷泉家伝」・『大日本史料』にも引かれてゐるもの、從来殆んど注意されてゐなかつた文書であらう(管見の範囲では、井上宗雄(三四四〇)に利用されてゐるに過ぎない)。から、この機会に左に紹介しておきた。但し、内容・人名等の考証は、筆者のよくするところではないし、本稿の主題から遠ざかるので、概ね省略に從ふ。

以上をもつて伝来・内容の大略に關する考察に代へ、左に二群計二十二通の文書を列挙する。

(1)播磨國細川庄事、任御書之旨、司被沙汰付冷泉大納言
家雜掌之由、所被仰下一也、仍執達如件、〔細川滿元〕
〔為伊〕
沙彌花押

應永廿三年五月十八日

赤松大膳大夫入道殿

〔庄一冷泉家譜〕

(2) 播磨國細川元地頭・領家職除欠事、所分事、去十八日御判、并御施行之旨、可レ被沙汰付下地於冷泉大納言家雜掌之一狀、

如件、

應永廿三年五月廿日

〔細川滿元〕
沙彌花押

守護代

赤松肥前守殿

(3) 播州細川庄事、文書分明之上者、任度々支證、如元可有知行状、如件、

享徳三年八月廿五日

〔足利義政〕
花押

冷泉侍從殿

(4) 近江國小野庄領家職并半濟内半分等事、早任三今月六日還補御判之旨、可レ被沙汰付冷泉侍從政爲雜掌一由、所レ被仰下也、仍執達如件、

〔細川勝元〕
右京大夫 花押

件、

佐々木龜壽殿

(5) 冷泉中将家領播州細川庄事、相懸反錢以下課役云々、太

文明十二年四月廿九日

守護代

(6) 家領播磨國細川庄事、爲不入之地之處、守護相懸段錢以下課役云々、太無謂、取詮向後可停止其綺之旨、被成奉書訖、可レ被存知由所レ被仰下也、仍執達如

〔布施英基〕
下野守在判
〔飯尾元連〕
大和前司在判

之親同

不可然、速可レ被止催促之由候也、仍執達如件、

寛正四年十一月廿一日

之種在判

〔政為〕
冷泉侍從宰相家雜掌申、播州細川庄事、爲不入之地之

〔溝力一日本史料〕
處、被相懸構堀人夫云々、太無謂、所詮向後可被

(6) 冷泉中將家領播磨國三木郡細河庄、御讓位要脚反錢事、爲免許之地^二上者、可レ被^三停^二止催促^一之由候也、仍執達如件、
〔政為〕
寬正六年三月廿日

種基在判

守護代

貞基同

(9) 冷泉侍從宰相家雜掌申、播州細川庄事、爲不入之地之

止其綺之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十五年二月十二日

英基在判

赤松兵部少輔殿

(三) 細川庄冷泉殿御家領并御寺分事、爲諸役免除之地之上者、
守護使不入之義任先例被停止訖、此旨可被存知二者
也、執達如件、

文明十八年八月八日

〔後藤〕
〔則季〕
〔櫛橋〕
〔則伊〕

(四) 冷泉中納言家雜掌申、播州細川庄事、爲諸役免除之地、
守護使不入之處、近日相懸兵糧米譴責云々、甚不可

然、所詮向後可被停止止使者入部之由、被仰出候也、

仍執達如件、

文明十八年五月二日

〔松田〕

〔諫訪〕
〔數秀〕

貞通

赤松兵部少輔殿

(五) 冷泉中納言家雜掌申、播州細川庄事、爲諸役免除之地、
守護使不入之處、近日相懸兵糧米譴責云々、甚不可

然、向後可被停止止使者入部之旨、被成奉書畢、可被存

知候由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十八年五月二日

數秀

貞通

(六) 細川庄冷泉殿御家領并御寺分事、爲諸役免除之地之上者、
守護使不入儀任先例被停止旨、去八日奉書令存知一
者也、仍而執達如件、

文明十八年八月十二日

〔小寺〕
〔則職〕
判

冷泉殿雜掌

(七) 冷泉殿御家領三木郡細川庄并御寺分事、爲諸役免除之地、
可被停止止其綺旨、去八日被成奉書訖、向後其旨可被存
知二者也、仍下知如件、

文明十八年八月十七日

〔別所〕
〔則治〕
判

〔佐々木〕
〔冷泉家譜〕
〔佐々四郎左衛門尉殿〕

櫛橋豊後守殿

以上三通文言同前

(四) 冷泉新中納言家領播州三木郡細河庄、東山殿御寢殿御造作
料段錢之事、爲免除之地之上者、可被止催促之由候也、

仍執達如レ件、

延徳元

十一月三日

頼亮

數秀

候也、仍執達如レ件、
同三

十月四日

眞性

元定

政親

赤松兵部少輔殿

宗勝

(元)冷泉中納言家雜掌事、播磨國三木郡細川庄事、爲守護不入

地之處、今度相懸人夫數百人云々、事實者甚不可レ然、

自今已後停止非例之課役、弥可レ全三雜掌所務之旨候者、
可レ被レ加ニ下知ニ由、所レ被レ御下ニ也、仍執達如レ件、

延徳二年八月廿八日

前信濃守在判

十一月廿八日

春貞

赤松兵部少輔殿

英致

(元)冷泉中納言家知行分播州細川庄、造外官料役夫工米事、先

レ爲免除之地之上者、早可レ被レ止ニ國催促ニ之由、被レ仰出ニ

候也、仍執達如レ件、

延徳三
十月四日

真性在判

(元)冷泉民部卿家領播州細川庄御元眼段錢之事、爲先レ免除

地之内、被レ成ニ去年奉書ニ畢、可レ被レ停ニ止催促ニ之由候

也、仍執達如レ件、

明応四
四月十一日

友興

祐織

(元)冷泉中納言家知行分播州細川庄、造外官料役夫工米事、先

レ爲免除之地之上者、早可レ被レ止ニ國催促ニ之由、被レ仰出ニ

赤松兵部少輔殿

小倉左馬尉殿

貞定

(三) 冷泉大納言雜掌中、鹿苑院殿百年忌御佛事婆脚、播磨國三木郡細川段錢事、先々爲免除之地^二上者、可^レ被^ミ停^ミ止催促之由、被^ミ仰出^レ候也、仍執達如^レ件、

永正四月十日
〔政為〕赤松道祖松殿

清房 元行

(三) 冷泉大納言入道家雜掌中、播州細川庄事、爲^ミ不入^レ之處、今度被^ミ相^ニ懸段錢以下課役云々、太無^レ謂、早可^レ被^ミ停^ミ止催促之由、所^レ被^ミ仰下^レ也、仍執達如^レ件、

永正拾二年八月五日

〔義村〕
〔赤松兵部少輔殿〕
〔藤時基〕
〔上野介判〕
〔松田長秀〕
〔前丹後守判〕

聞、今日(略)、冷泉相公持為^ミ被^ミ安堵^一赤松有間知行也、此間云々、

とある。後者は、井上宗雄氏も指摘してをられる(『中世歌壇』二五頁)が、當時細川庄が赤松氏の押領下にあり、冷泉持為の女房で義政の女房となつてその信任の厚かった春芳院から幕府への「切々の催促」で、幕府はこれを冷泉政為に還付せしめようとしたが、折しも播磨が戦火の巷と化してをり、時期を待たざるを得なかつたことが記されてゐる。年代としては、(九)と(三)の間に入るもので、要点を引用すれば左の通りである。

冷泉家所領播州細川庄之事、已前雖^ミ依藤違^ミ乱之、只今

依藤止^レ綺之處、赤松又充^ミ行猿樂^一云々、速可^ミ返^ミ付家門^ニ之事、可^レ被^ミ仰^レ付兵部少輔^ニ之由、自^ミ春芳院一切々催促、同可^レ命^ミ赤松雜掌^一之旨、以^ミ冷泉御局^一、被^レ命^ミ伊勢右京亮^一、右京亮答白、播州事者、國中所々對陣、以^レ故如^レ此寺社本領皆充^ミ行軍勢兵糧料^ニ矣、赤松縱雖^レ應^ニ台命^一、軍勢^ニ不可^ミ承引^一、然則可^レ為^ニ赤松緩急^ニ敗、台命亦可^レ輕也、不^レ如^ミ姑被^ミ待^レ其時、相公曰、譜、(後)

以上二十二通が、前述の文書群であるが、これらと併せて見るべきものに、「康富記」(宝徳二年五月十六日の条)及び「藤原軒日録」(文明十七年十一月十三日の条)がある。前者は、年代から云へば、右の(二)と(三)の間に入り、室町初期の宝徳二年に、赤松氏の知行してゐた細川庄(同記には「播磨園」としか記されてゐないが、それがあら)が冷泉家の本領と認められた、注意すべき記事である。即ち、

べきものは、從來も指摘されてきた、「玉かつま」(卷十一「御家冷泉家」所引)、「惺窓文集、惺窓先生系譜、略」(寛永四年刊が

「惺窓文集」に見えな
いことは前述した。）である。これはかなり長文であるが、
今必要な部分を抄出すれば左の通りである（便宜、参照すべき
は文書等を傍注する。又、印刷上の）。

〔第三章第1節〕

爲家（中略）正元年中、以三書券付三播州細河莊於爲氏、

〔第三章第2節〕爾後爲氏有三不孝數事、爲家悔之、文永十年癸酉、七月

二十四日、十一年甲戌、六月二十四日、以三文券兩通、

付三爲相、建治元年乙亥、五月一日、爲家薨、（中略）爲相

尚幼、故爲氏強奪三細河庄、爲相母北林禪尼赴三鎌倉、

訴三將軍惟康親王、爲氏亦告其事、獄久不決、爲氏、

爲世父子、與三爲相、論爭不已、又訴三將軍守邦親王、

執權相模守平熙時判三曲直、以三正和二年癸丑、七月二十

日、賜三公牒一通於爲相、復其本邑、（冷泉族譜原本）其牒今存于吾家、

（中略）爲相生三爲成、爲三左兵衛督、早世、弟爲秀嗣、權中

納言、建武亂後、細河・小野兩庄、爲人所奪、爲秀

無由三告訴、徒抱三哀痛、爲秀有三男、長曰三爲邦、次

曰三爲尹、（中略）爲尹乃嗣三爲秀後、爲民部卿、爲權大納

言、應永二十三年丙申、五月十八日、將軍左大臣義持

公、還付播州細河庄于爲尹、爾來傳至三爲純、無有三爭

者、爲尹有三子、長曰三爲之、次曰三爲員、次曰三持和、

持和生而顯悟、才過三兄、故爲尹太愛之、（中略）爲尹乃分三與細河之地、號冷泉、（中略）後更名三持爲、權大納言、

持爲生三成爲、將軍左大臣義政公、初賜三成字、後賜三政

字、因改名三政爲、享德二年癸酉、五月二十五日、還付

江州小野庄、兼三民部卿、爲三權大納言、政爲生三爲孝、

爲三侍從中納言、爲孝生三爲豐、侍從從三位、爲豐生三爲

純、參議侍從、累世住播州、歲時入、朝、有三子數人、

長曰三爲勝、爲三左近衛權少將、次曰三教勝、次乃先生也、

（以下史料不見）（中略）次曰三俊久、（中略）次曰三爲將、天正六年戊寅、赤松氏

旁族別所小三郎源長治、以三兵襲來、略三細河庄、爲純、

（中略）次曰三俊久、（中略）歷世藏書、盡爲灰

塵、肅訟三之平右府信長公家臣筑前守秀吉、秀吉曰、且

侍三時運、竟不果、肅無三如之何、於是齊三正和二年公

牒及殘編遺書、奉三母與三兄弟同來三京師、後弟爲將、

如三元服、任三叙官位、時既失三邑、家亦幾三絕、肅子爲

派、可三以再興、傳三旨於東府、以三爲景、復爲冷泉、

任三左近衛權少將、尋轉三中將、（中略）數三蒙三顧聞、（中

享保二年花朝前日 正二位行民部卿藤原爲經謹識、

さて、上記の二十余の史料から分るのは、第一に、既に諸家によつてほど説かれてゐる通り、細川庄は、領家・地頭両職とも、応永廿三年以前に冷泉家の所有が確立してゐたことである。この応永廿三年以前といふことで思ひ合されるのは、そこに因果関係があるかは問題であるが、応永頃に至つて二条家の血統は断絶したといふ井上宗姫氏の考証（『早大高研究年誌』第2号所載「南北朝末期における御子左家の人々——二条歌道師範家の衰亡を中心として——」及び『中世歌壇史の研究』第一章1、三〇（二頁））である。因みにこゝに記しておく。

他に上記の史料から分るのは、室町期を通じて、細川庄は冷泉家の所有であつたが、しばくそれが無実にならうとし、頻りに幕府その他の保護を請うてゐること、戦国時代には、遂に三木城主別所長治のために略奪されて冷泉家の当主父子もその犠牲となつたこと、そして近世太平の世に入つ

て、再び冷泉家の所有が確立したらしいこと、この点に關して近世中期の当主為経は、この庄の出自縁緒を考証したり正和二年の裁許状即ち「冷泉族譜」の原本を修補して跋文を記したり、或いは「十六夜日記」を転写したり（注十六夜日記）に校合し）、特に心を尽したらしいこと、などである。いづれも「十六夜日記」や中世歌壇史の研究に當つては勿論、細川庄の訴訟の顛末を考へる場合にすら、末梢に属することであるが、史料列挙の序に一言し、最後にこの訴訟に關する略年譜を添へて、贅言を弄した本稿を終りたい。

附記—第二～四章は昭和二十九年に初めて成した稿をもととして、今回大幅に補訂したもの、第一・五章及び附表は、今回新たに草したもの。先年來御教示・御援助を頂いた村田正志・冷泉布美子両氏と、国立博物館資料部及び三木市役所細川支所の各位に、紙上を借りて御礼申上げたい。

昭和三十七年六月

(附) 細川庄訴訟に關する略年表

この年表は、本論の理解を助けるために作成・添付したものであるが、一面において、紙幅や時日の都合により本論に省略した関連事項を、結論だけ記したものもある。

西暦	年号	月・日	事項	〔出典〕 (注1)	本文關係章節	関係者	年齢
						為家	(推定) 阿仏 (2)
(正二元)	(正二元)	十・廿四	為家、吉富庄・小阿射賀御厨・細河庄を為氏に譲る。〔冷泉族譜〕(三一)			為氏	三八
(正二元)	(正二元)	十一・十二	為家の岳父宇都宮頼綱入道蘿生歿。〔宇都宮系図〕(三一)			為世	一〇
(正二元)	(正二元)	十二・廿三	為家、十月の譲状を再確認せしか。〔冷泉族譜〕(三一)			為相	
弘長三	(文永二年)	夏以後か (注3)	為相生る。〔公卿補任延慶元年の条より逆算〕				
弘長三	(文永二年)	十一・十八	為家、越部下庄を為氏より取戻して為相に譲る、為氏これを了承す。〔大橋理祐氏所藏文書〕(三二)				
文永二年	(文永二年)		この頃、阿仮、持明院の北林に移り、嵯峨の旧屋から和歌文書等を略奪す。〔源承和歌口伝〕(一一二、三二)				
"	"		〔藤原定家全集〕所引				
"	"		為家、相伝和歌文書等を為相に譲るか。〔冷泉家所藏文書				
"	"		為家、細川庄を為相に譲るか。〔冷泉族譜〕(三二)				
八・十四							
七五		七四					
五一		五〇					
五一		五〇					
二三		二二					
一〇		九					

			(一) 二七三十一	七・甘四	為家、細川庄を為氏より悔返して為相に譲る。〔冷泉族譜〕(三二)
"	"	"	"	"	為家、「明月記」を為相に譲るか。〔冷泉家所蔵文書『藤原歌集』〕(三二)
"	"	"	(一) 二七四十一	八・甘四	為家、「明月記」及び相伝和歌文書等を為相に譲るか。〔保阪潤治氏所蔵文書〕(三二)
"	"	"	(一) 二七四五	六・甘四	為家、再び細川庄を為相に譲る。〔冷泉族譜〕(三二)
"	"	"	建治二年	五・一	為家薨す。〔尊卑分脈〕(注4)
"	"	"	弘安二年		この後間もなく、(恐らく阿仮の方より) 細川庄の領家職・地頭職につき、それより朝廷及び六波羅に訴訟を提起せしか。 (四一)
"	"	"	正・初六	四・十五	この年又はそれ以前に、細川庄地頭職につき、六波羅為氏を勝訴とし、阿仮これを不服として越訴せしか。 (四三)
"	"	"	春	十二・四	為氏東下、朝廷より馬を賜る。〔吉統記〕(四三) 阿仮東下。〔十六夜日記〕(四三) 為氏母死す。〔公卿補任〕
"	"	"	(一) 二八二五	三	阿仮、この期間に関東の十社に勝訴祈願の各百首の詠進を発心・詠作・奉納す。〔安嘉門院四条五百首島原松平文庫蔵〕 この頃、阿仮勝訴祈願の長歌を詠み、鶴岡八幡宮に奉納す。 〔十六夜日記付載長歌〕
七六	七七	七八	七九	五九	
五二	五四	五四	五九	五六	
五二	五三	五四	六一	五九	
二四	二五	二六	六一	三一	
一一	一二	一七	一〇	一八	

(一三八三)	(二二八六)	四・八	阿仮(恐らく鎌倉において)歿。〔冷泉家旧記 玉井幸助氏「十六夜日記詳解」所引〕	六二
(二二八六)	六・四	細川庄領家職、院宣により為氏勝訴。〔冷泉族譜〕為相、これを不服として越訴せしか。(四2)	六五	六二
"	九・一四	為氏、鎌倉にて薨す。〔尊卑分脈・沙石集 庫本米沢文〕(四3)	三七	三四
(二二八九)	十一・七	細川庄地頭職、為相勝訴。〔冷泉族譜〕為世、直ちに越訴しか。(四3)	四〇	二一
(二二九二)	八・十四	同前、為世勝訴。(注6)〔同前〕(四3)	二九	二七
(嘉三〇三)		この頃、為相、或いは細川庄領家職の越訴につき、為氏と対決せしか。〔陽明文庫所蔵為相宣房贈答書状〕(四2)	五四	六五
(二三〇九)		為相、細川庄地頭職につき、難掌尚弘を立てて越訴す。為氏難掌覚妙を立てて応ず。〔冷泉族譜〕(四3)	四一	三七
(二三一)	三・十一	(文永六・十一・十八の条のもの)を、為成に譲る。〔前田家所蔵文書〕(四3)	六〇	四二
(二三二)	七・甘	細川庄地頭職につき、幕府、為相を勝訴とす。〔冷泉族譜〕(四3)	四五	二一
(二三三)	八・九	六波羅、右を為相に伝達す。〔同前〕(四3)	五一	八五
(嘉三三八三)	七・十七	為相、関東において薨す。〔公卿補任〕(注7)	七九	八五
(嘉三三八三)		この頃、為秀、細河・小野の両庄を人に奪はるといふ。〔惺窓先生系譜略「玉かつま」〕(五)	六六	目七 建 三 武 四 元

(注1) 出典・典拠となるべき史料が二つ以上ある場合(例へば前述して「尊卑分脈」・「公卿補任」等)は、原則として、その中から最も重要なものを一つ選んで掲げた。

(注2) 阿仮の年齢は不明であるが、谷山茂氏は為氏より一歳下位かとしてをられ(新註日本短篇文学叢書『十』・石田吉貞氏も同様に假定してをられる(日本古典全書『十六夜』解説二〇七頁))。そして玉井幸助氏は「為氏と、ほとんど同じくらいであつたと見て大した誤はないであろう」としてをられる(十六夜日記評解(解題六頁以下)及び附表(十六夜日記年表))。

かく、諸説ほど一致してゐるので、今は玉井氏に従つて、為氏と同年としておく。

(注3) 先年、拙稿「和歌口伝の著者源承の作歌生活」(『国文学』昭三三)で触れたが、この年三月の「住吉社歌合」・「玉津島歌合」に、阿仮は「安嘉門院右衛門佐」の名で加つてゐる。そして、この両歌合は、実際に社頭で講評されたのではないかと思はれる、さうであるならば勿論のこと、さうでないとしても、為相の誕生は夏以後と考へる方が蓋然性が高いと思はれる。

(注4) 為家の忌日は、四月廿九日(「公卿補任」為氏の条及び「尊卑分脈」左傍書人等)

・五月一日(「公卿補任」同前傍書)の両様に伝へるが、それは僅か一日の違ひで、しかも五月一日の夜明け前に薨じたとすれば「同一事実の二様の表し方に過ぎぬかもしけれ」と考察した結果、

阿仮の「權大納言為家卿五七日願文」の日付六月五日から逆算して五月一日とした風巻景次郎氏の考証(『藤原為家研究断片』、「国語と国文学」昭一〇二、「藤原為家伝記考証」と題)と題して「新古今時代」所収)に従ふ。

(注5) 阿仮の死所については、帰京後京都で死んだとする説(川寿一氏「阿仮尼と大通寺」・石田吉貞氏「十六夜日記評解」等)と、鎌倉客死説(中世以降の説、谷山茂氏「十六夜日記成立年代考」・同氏前記「十六夜日記」等)との両説があるが、筆者は後者を探る。その理由は、必要があれば他日述べたい。

(注6) この時の判決について、谷山氏(前記「十六夜日記」解題八二頁)や玉井氏(「十六夜日記」評解(附表))などは、為相の勝訴と解してをられるが、筆者は「冷泉族譜」を本論及びこの略年表の如く解すべきものと考へる。

(注7) 為相薨去の日及び場所については、「公卿補任」に「七十七歳薨于関東」とあるのに対し、「常樂記」には「七月十六日、冷泉中納言為相卿於京都逝去」とあって、有力な二史料が一致せず、問題であるが、近世以来の伝承は前者であり、一応前者を探つておく。